九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 明末、揚子江デルタ地帯における水利慣行の変質

川勝，守

https://doi.org/10.15017/2235188

出版情報：史淵. 111, pp.65-112, 1974-01-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

# 明末、揚子江デルタ地帯における水利慣行の変質

川勝守

目次

はしがき
一、里甲制と水利慣行
二、里甲制の崩壊と照田起夫制の展開
三、明末、江南における水利事業とその性格
おわりに
（附表）常熟県急滝河二百一十四道総目

## はしがき

中国では、十・十一世紀の宋代以後、圩田や囲田等の水利田の開発によって、揚子江デルタ地帯が中国農業経済の先進地帯となった。[1] このデルタ地帯の水利の特殊性は、圩田水利との関連において、水の利用―分配をめぐる灌漑の問題というよりかは、多すぎる水の調節、排水の問題が中心的懸案であるというところにあった。[2]

旧来江南、揚子江デルタの水利については各時代に関して幾多の先学の研究がある。本稿が取り上げる明代から清初にかけての時代についても、最近では、森田明、浜島敦俊両氏の労作がある。両氏の問題設定には、各種の水利事業（普請）を通じて組織的に当地方の水利に関する懸案に対処するための水利慣行を問題にするという共通した認識が窺える。但し、問題意識や事実の評価については、以下紹介する如き、大きな差違が存在する。まず、森田氏[3]は、当地方の水利事

業を、〔1〕防水のための圩岸の維持修築、〔2〕水流（量）調節のための水道の浚渫、〔3〕出水・過水時の圩田内の排水、の三種類に分けて考察し、かかる各種の水利事業がいずれもクリークに囲まれた圩の地縁的集団の共同の役割としてあって、そこにみられる具体的な共同関係は農民の地縁的結合関係を基盤としたものであった、と結論する。これに対し浜島氏[4]は、明代から清初にかけての国家権力の農村・農民支配構造、特に国家権力による農民の労働力編成＝徭役制度という視角と関連させながら、水利事業における労働力の編成、水利慣行の変化の過程を追跡する。結論として、明末における水利慣行の変化は、一つには「田頭」制から「照田派役」制への変化であり、他の一つは水利における郷紳の優免の特権の廃止、という二側面における新たな労力負担原則を中心とする国家権力による共同体的な関係の再編成であるという。そして、この国家権力による新たな水利慣行の編成は、在地手作地主層を主たる担い手として進行したのであって、これを実現させる契機は、第一に、当時における郷紳的土地所有の発展による地主制構造の変化であり、第二に、主として直接生産者農民＝佃戸層の物理的暴力（抗租闘争）とも化す力量への、きわめて現実的な配慮であったと理解する。従って、かかる国家権力の介入による共同体的関係の再編成は、結局のところ、地主支配の危機を救うべく、尖鋭化した階級対立を地主支配の維持に収束させる過程であって、この段階では、共同体的用益を掌握した佃戸による自立単純再生産は不可能であったと結論する。

以上の如く、森田氏と浜島氏とでは、事実の評価―歴史発展の観点について大きな差違が存在する。これを浜島氏の所説に即してみれば、浜島氏の理解は、上記森田氏の理解と大きく隔るばかりか、およそ今日までの戦後の明清史研究の成果、特に明末清初を画期とみなす考え方からの帰結（つまり佃戸の自立化論）に対し、根底から再検討を迫るものがある。

本稿の作成は、この浜島氏の研究に触発されており、氏の研究とは、史料の上でも重なる部分が多い。しかし史料の扱い方や事実の評価については必ずしも一致していない面もこれまた多くあるので、それについては本文で私見を述べるこ

とにしたい。

## 一、里甲制と水利慣行

これまでの研究[5]によれば、明代里甲制度は単なる税役徴収のための村落組織ではなく、同時にその条件として、在地の再生産過程を維持するための共同体的機能に関与しなければならなかった、とされ、この共同体機能の江南デルタにおけるあり方は、毎年定期的にくりかえされる恒常的な圩岸の修理や、クリークの浚渫、水車による排水作業等が何れも共同労働として行われ、里甲組織を通じてそのための徭役が科派せられ、役務担当者である里長・里老人・糧長・塘長・圩長等の督率のもとに行われるという体制であった、と指摘されている。

浜島氏によれば[6]、里甲制に基く水利工事の労働力の負担原則は田頭制とよばれ、次の如き共同体的諸関係と関連していたという。すなわち、姚文灝『浙西水利書』所収、金藻「三江水学或問、下」に、

> 客曰、随其田旁自修溝岸、不若計其田畝、鈞其工程為善。蓋田有長倚涇者、有横出涇者、有不出涇者。用子之法、則長倚涇者用工太多、横出涇者用工太少。不出涇者無工可為。豈得為鈞乎。野人曰、旧時鄙見亦如此、然鈞則鈞矣。終是甲治乙田、丁修丙岸、非惟不肯尽心、抑且無憑賞罰。思之十年、始遇有識。乃上海陸宗愷、却与華亭曹憲副之意正同。蓋不出涇之田、澇則不得洩、旱則不得溉、糞則難於入、歛則難於出。凡有此田者、多是貧難下戸、当優恤者也。若其横出涇者、与直倚涇者、旱則易於溉、澇則易於洩、糞則便於入、歛則便於出。有此田者、多是殷実有力者也。故定為此法、久愜輿情。使貧乏者、既得以安生、而有力者、又無計以偷閑、堅固浚濬者、既得以蒙賞、而淤浅踈脆者、又無計以逃罪。愚所謂一尺一歩皆有帰者、一賞一罰皆得其当者、誠非臆度之言也。

とある。この史料から浜島氏は、「殷実有力な戸が水利について一定の負担を負うことの代償として、優先的な水利権（水の配分・河泥や水草の利用など）を得ていることを示唆しており、これこそが北村敬直氏、小山正明氏等の指摘した〝在

地手作地主＝郷居地主が水利など共同体的用益を掌握していた〃ことなのではあるまいか」（一三―四頁）と推論する。確かに、北村[7]（古島）[8]、小山[9]の諸氏を中心とした従来の研究には、地主層の掌握する共同体規制の当該社会に固有な実態の把握は十分ではなく、今後の究明を俟つ問題である。その意味において、浜島氏の理解は重要な指摘と言えようが、何分実証的論理的な飛躍がある。疑問点を挙げよう。まず、クリークに直接接している田は、排水・灌漑・施肥・搬出何れにも便であるというのみであって、それ以上のことを史料は物語らない。どうして「優先的な水利権を得ていることを示唆しており」と推測されるのであろうか。優先的な水利権を想定するからには、例えば共同作業として行われる排水作業にあたっての先次権、河泥や水草の利用にあたっての先取・先鞭権等を内容とするはずであるが、そうしたものを「便」「不便」の議論のみから推論するには無理がある。また、優先的水利権は、殷実大戸の労力負担の代償として与えられたものと考えるのも、実はこのように考えると優先権の成立は自然に理解されるが、優先権の存在自体が後述の如く、共同体的秩序の破壊に連がるものという指摘があることから考えて一概に肯定できない。しかし、もし百歩を譲って、優先的な水利権を認めたとしても、殷実有力な戸がその権利を持つというだけで、共同体用益を掌握していると言えるのであろうか。このような問題点を以下具体的な実証作業に引き継いでみよう。

まず、問題の田頭制が、圩内の共同体的関係をば、いかなる労力負担の原則に基づいて編成しようとしたものであったのかが検討されねばならない。嘉靖江陰県志巻五食貨記所収、姚文瀚「修築圩坦事宜」の第五条に、

（一）応修圩岸、該管排年、量田高下、照依五等岸式、督率圩戸、各就田頭修築、不論有田多寡、但以田頭闊狭為則。仮如田頭闊五丈者、即修岸五丈。闊十丈者、即修岸十丈。或有逃戸田頭及溝頭岸、則衆共修築。其圩心田戸、若有径塍者、自修径塍。無径塍者、与衆同修逃戸及溝頭岸。排年則管修一図圩岸、糧耆則管修一区圩岸、各県治農官則提督一県、各府治農官則提督一府。若一図圩岸不修、則罪坐排年。一区圩岸不修、罪坐糧耆、等而上之、一県一府責各有帰。一法、不論田頭闊狭、但論有田多寡、照田出人、照人分岸、一総修築亦可。

この規定は、弘治年間(1488―1505)の作成になり、明代江南の水利規定としてはもっとも古いものであるが、これによれば、圩岸を修するにあたっての労力の賦課の方法として、㈠五等岸式による田頭制、㈡田畝の面積によって人を出し、人によって岸を分つ法（照田派役）、の二方式が挙げられている。田頭制（五等岸式）については、①一圩の圩岸は、圩戸が各々田頭の広狭（長さ）に応じて修築する。②逃戸の田頭及び溝頭の岸脞は、圩民すべてが修理する。③（クリークに接しない）圩心の田を持つ戸は、もし圩内用水路（徑）の脞があればそれを各自修理する。④徑脞がない場合の圩心の田の戸は、他の衆と共に逃戸の田頭・溝頭岸を修理する。⑤一圩の修築に関しては、図（＝里）単位は排年里長の責任、区単位は糧耆（糧長・老人）の責任とする。以上から、圩内田戸は、その土地の圩内における存在の形態に応じて、何らかの形で水利工事の労力負担が割り付けられる。その負担に差違があるのは、土地の存在形態により、享ける利便にも差違があることから当然なのであるが、その考え方の基本は、現に享けている利便に応じて負担を決めるというものである。問題なのは④の径脞（用水路）を持たぬ圩心の田の戸の場合である。中央部（圩心）の田で用水路がない場合には、灌・排水において不便であるどころか、①―③のクリークもしくは圩内用水路に臨接する田から水を通してもらわなければ、耕地としての意味を全く失うことになる。既に清代について鶴見尚弘[10]氏が指摘している通り、中央部の圩への灌・排水を確保するため、圩心からクリーク寄り（もしくは圩内用水路寄り）の部分に畦畔をつくれないような、畦畔の共同管理＝耕地規制が必要となっていたと思われる。この場合、自己主張の立場が強いのは、当然クリーク側の田の所有者であり、圩心側の人戸の立場は弱い。この関係は、先掲の金藻「三江水学或問」に前者は殷実有力な戸が多く、後者には貧難下戸が多いという指摘とも照応する。ただ金藻の意見にみえたように、圩心の田の戸（貧難下戸）は優恤すべきものではあるが、それでも姚文灝の規定では、②③④の如く、何らかの共同的な負担を与えられている。このことは、彼らが共同体に対しての利益主張を確保するためには、何らかの共同体的労務負担を負わなければならなかった[11]ことを示している。

次に、河泥や水草の利用などについて、まず、嘉靖寧波府志巻五山川、≪東銭湖≫の項所引、邱緒「溶東銭湖議」の第六条

に次のようにみえる。

六曰、公水草之利。凡湖中水藻之生、可以糞田。往時、沿湖民、随其居址山場所近、各出力採売。雖其利甚微、然亦足以為小民之一助。乃今、豪貴之家、依勢作威、悉行標管、至糞田之時、重価勒民貨売。近湖之民、或有取其藁稈者、輒肆笞箠、誣一償百。夫潜七郷公有之物、奪小民近便之利、此豈人情王法之所宜哉。

この史料は、直接には、湖中の水草（水藻）が在地土豪地主（豪貴之家）によって不法に占有独占され（悉行標管）、共同利用という里甲制的共同体的関係が侵害されているから、その是正を望むというものであるが、まずその前提として、往時（里甲制下）は水草は共同利用の対象であり、その採取・販売が沿湖の近便の人の自由な出力に委ねられていたことを示す。正しく水草利用の益は近便之利とよばれ、個別利用が保障されていたことを物語っている。そこには、優先的な水利権さえ疑問とされる。但し、この事例は、直接にデルタ地帯の慣行を示しているわけではないので、デルタ地帯の事例と関連させて理解する必要がある。蘇州府常熟県の万暦三十三―四年頃の知県耿橘『常熟県水利全書』附下「大興水利申」≪築岸法〃築岸務実、及取土法〃≫には

有茭蘆塲之介居水次、止収草利、止徴蕩税者、申免其税、聴民採土築岸。……但茭蘆倶占於大姓、納百一之税、享十倍之利。人所不敢詰、官所不能問、処之為難。

とあり、先の浙江寧波府の事例と同様な指摘がみられる。すなわち、草利を収めるだけの湖沼蕩池は税制上も優遇されていたが、今では、それらの土地が大姓によって独占されているという。

また、沈啓『呉江水考』巻五水議下、嘉靖十一年「大理寺左丞周鳳鳴水利奏略」には

六日、禁侵占以飭豪右。臣惟、瀕江瀕湖去処、風浪険悪、因種護隄茭蘆、以防坍塌、本為障水。邇来豪右仮以護隄為名、不分河港寛狭、輒種茭蒲蘆葦、占為茭蕩蓮蕩。或勾接商人、堆貯竹木牌篾、或希図漁利、張釘欄江網斷、停積泥沙、阻壊水利。甚者覇占灘塗、築成塍囲、因而墾為良田、止将十之一二報官、起科毎畝亦止三升五升、徴之官者不

多。而水道日隘、為下流数十州県之害。其又甚者、則将傍田河港、私築堰壩、阻截行舟、祇知利己、致使鄰圩之田、蓄洩無所、其害尤深。若不厳加禁治改正、恐害不除、則利不興矣。

とあり、護岸のために茭蘆を植えさせると、豪右（殷実有力の戸、在地地主層）はそれを名目にして河・港等のクリークの広狭を弁えず、何処でも勝手に蒲を植え、また商人と結んで材木置場にしたり、あるいは漁利を図って河道に金網の柵を設けたりしているが、そのため河道を塞げ、水利の妨げをなしている。なお、それ以上甚しいものもあり、それらは禁治・改正を必要とするという。なお、右文の冒頭に、護岸のため茭蘆を種えさせたとあるが、それがもし、田頭制に基づいて、隄岸に接続した田の所有者の負担であったとすれば、豪右地主層による隄岸の不法占拠の名目を、負担の代償に求めたことは容易に推測されよう。但し、ここで、「田頭制に基づいて」と言っても、仮定の上の話であり、甚だ心もとない限りである。しかし、次節で述べる如く、周鳳鳴は田頭制を認めず、新しい労役賦課の方式である照田起夫制を強力に主張しているところから考えても、右の推測はある程度許されるのではないかと思われる。

ともかく以上から、幾つかの事例で確認されるのは、里甲制的共同体秩序や田頭制に基づく労役賦課の方式が、豪右地主層の私的利益追求によって崩壊の過程にあったことは事実であると考えられる。

## 二、里甲制の崩壊と照田起夫制の展開

十六世紀の前葉から中葉にかけての正徳～嘉靖間には江南の水利の荒廃が著しくなった。すなわち、王圻『東呉水利考』巻七呉淞江図考所収、「嘉靖間呂巡按光洵奏、修水利、以厚民生、以裕国用五事」には、

臣常詢問故老、皆云、二三十年以前、民間足食無事、歳時得因其余力、営治圩岸、而田益完美。近年空乏動苦、救死不担、不仮修繕、故圩漸壊、而歳多水災。蓋呉下之田、以圩岸為存亡。失今不治、則坍没日甚、而農業日蹙矣。

この史料は、既に浜島氏によって紹介されている。氏によれば、呂光洵は嘉靖二十年代に江南で水利事業を行なった巡

按であるから、正徳―嘉靖間に水利の荒廃が著しくなったと考えられる（二〇頁）という。同じような史料を挙げよう。万暦秀水県志一巻輿地志、塘堰所収、「万暦二十三年奉水利蒲公夢雷檄」に、

嘗聞、里中長年称、三十年以前、民間食足、事簡、歳時有余力、営治圩岸、久益堅完、無水潦憂。自島夷訌後、賦役繁増、閭閻日就困迫、無少休暇。為修築計、国家額設塘長・圩長、専為圩岸。今二長、于田戸第事科索、而于此漫不加意。即奉檄防濬、不過飾空言、支旦暮耳、何怪其日就圮廃、而不可頓復哉。

万暦二十三年当時から三十年以前、すなわち嘉靖年間頃までは、民間にも食が足り、事（徭役等か）も簡単で、歳時にも余力があった。そのため圩岸も修治でき、堅固であったから水害の憂もなかった。しかし島夷の訌（嘉靖期の倭寇）の後から賦役が激増し、村々は日ごと困窮し、民に休戚はなくなった。水利工事には本来塘長・圩長の役を額設し、圩岸の修理を行ったが、今、塘長・圩長は農民から賄賂を強要することにのみつとめ、任務を遂行しようとしない。上から命令を受け工事の遂行を命じられても、言いのがれするばかりで日時を費している。これでは圩岸が日に日に崩壊し、直せないのも当然である、という。既に、前節の初めに述べたように、明代の水利は、里甲制度との関連において、在地の手作地主層であった里長・里老人・塘長・糧長あるいは圩長などの諸役の負担を中心にして維持されていた。工事の具体的な労働力の編成にしても、里甲制内小農民を対象とした国家権力による労働力強制＝徭役制度が利用されていた。前掲史料は、嘉靖期頃の、塘長・圩長を中心とした水利関係の徭役体系が解体する過程を物語っている。

ところで「科索を事とする」塘長・圩長が前節の後半に述べた如き豪右地主層の私的利益追求のための不法行為を助長していたのではないかという指摘がある。上掲万暦秀水県志の同項、「万暦七年水利僉事陳詔略」には

或勢豪家覇占囲垣堤埂、養魚種菱、起造亭閣船房、致妨蓄洩、及阻官民舟楫、利帰一家、害貽百姓者、亟為卸折改正、以復水。其専利侵占之人、有能首正還官者、即与免罪。如恃頑不悛、申呈究治。塘・圩等長、私容隠、一体併坐。

とあり、勢豪の家が堤防用水路を不法占拠し、魚を養い菱を植え、亭宅・船小屋を造っている。これらは灌排水を防げ舟運の便を阻むことになる。かように利は一家に帰し、害は百姓万民に及ぶものは、しばしば懲治改正して水の利を復せ。もし塘・圩長が官の究治に協力せず、私に容隠すれば一体併坐せよ、という。塘・圩長についてかかる言及があるのは、一体併坐の対象になるような塘長・圩長の行為が、むしろ一般的にみられたからだと思う。

それでは、以上のようにして、里甲制的共同体的諸関係を解体せしめるに至った階級的社会的諸条件は何であったのであろうか。今までの叙述に即して考えれば、公的＝共同的利用の利益を侵害する豪右地主による私的利益の追求という状態は、当時におけるいかなる生産関係の発展の表象として把えられるのであろうか。このことに関して小山正明[13]、浜島敦俊[14]両氏は、明末の賦役制度の改革が郷紳の徭役免除の特権をいかに処理するかの問題を基軸として展開し、また、明末清初の大土地所有の発展も、その具体的内容は郷紳的土地所有の展開であった、と指摘する。これを本稿で扱う水利問題に即してみれば、浜島氏は、明末の水利問題の展開が、(一)田頭制から照田派役制への移項として、(二)水利における郷紳の優免の廃止として理解されるという。[15]浜島氏の所論の基本線は、水利工事における労力負担＝労働力編成を国家の徭役として理解するところにある。これは傅衣凌[16]氏とも共通するものであるが、果して然りであろうか。

既に前節に引用した周鳳鳴《水利奏》の第五条は、照田起夫の前提条件について次のように述べている。

五曰、均夫役以便貧民。臣惟呉中水利固惟浚支河修圩岸為急。究其本原、則支河淤塞由圩岸圮塌、圩岸圮塌由人力怠惰。而怠惰之弊、其故有三。小民(一)一遭水涼、困於工力難継。大戸田連阡陌、病於顧理不周。間(三)有小民佃種大戸之田、在小民原非己業、在大戸止図収租、彼此耽悞、更不葺理。

これと同様な指摘が、やはり前節に引いた万暦三十三―四年頃の蘇州府常熟県知県で、県下の水利事業を指導した耿橘「大興水利申」築岸法《業戸出本、佃戸出力、自佃窮民官為出本》にもみられる。

常熟之岸塍、何其多壊而不修耶。詢諸父老、其故有五。(一)小民困于工力難継、則苟且目前而不修。(二)大戸之田与小民之

田、錯壊而処、一寸之瑕、並累其百丈之瑜。即大戸亦徘徊四顧而不修。(三)又有小民而佃大戸之田者、佃者原非己業、業者第取其租、則彼此躭誤而亦不修。(四)或業戸肯出本矣、而佃戸者心虞其岸成而或為他人更佃也。竟虚応故事而不実修。(五)或工費浩大、望助於官、官又以銭糧無処、厚責於民、則公私相吝、因循苟且而不修。無怪乎、田圩日壊、而歳多水旱之災也。

この二つの証言は甚だ類似している。後者は前者を参照しているかも知れない。しかしそれよりも、既に浜島氏が指摘する（二一頁）ように、ここで指摘されている諸点は、宋代の水学者郟亶の文言にみられる。両者が改めて郟亶に仮託して水利荒廃の因を説くのは、水利工事の方策について、両者に共通したねらいがあったからだと思う。そのねらいとは、水利の荒廃の因として挙げられる㈠～㈢ないし㈣㈤の諸点にいかに対処するかである。五項目の諸点を細述しよう。㈠小民（小農民、自作農）は、工事労働を継続できず、目前の食うための生活に追われている。㈡大戸（地主しかも寄生的不在地主）の田と小民の田とが錯壊しているところでは、大戸の土地管理が不十分であるため、圩岸の保全をめぐる共同防備体制に欠陥を生じた。㈢小民が大戸の田を佃作する場合、佃戸はもともと自分の田産（業）ではないから圩岸の修築まで負担する必要はないといい、地主は収租のみをこととし、両者とも負担を忌避してしまう。㈣業戸の側が工事の本を出すことを承知しても、佃戸は、自分が力を出し修理しても、後に他人に更佃されたら無駄になると言って労力を出すのを厭がる。㈤工事費の多くかかるものを官に請求しても、その支弁ができない。以上であるが、この中㈢㈣にみえる地主―佃戸関係は甚だ重要である。㈢では佃戸は、これはもともと自分の田ではないといって地主による圩岸補修への強制を拒否している。しかし、㈣では圩岸補修成った後での更佃を恐れ、明らかに佃戸の地主の支配に対する力関係での㈢とは逆の立場が示される。ところで、この時期の当該地方の地主―佃戸関係についての研究、特に一田両主制や永佃権の成立に関する研究が明らかにしているところから考えて㈣の更佃の事態は甚だ疑問である。となれば、一応、㈣で更佃の事態を持ち出しているのは、佃戸が圩岸修理を行いたくないための言訳ではないかとも考えられる。いずれにしても、周鳳鳴・耿

橘は、水利荒廃の因の諸点の裏返しとして、本来は、大戸も小民も佃戸も均しく負担を負うべきだとするが、それを支えるような地主―佃戸関係の共同体的関係が解体しているという認識に立って、いかにしたら佃戸層を工事労働力として徴発できるかに苦心するのであった。そこで、周鳳鳴・耿橘が、爾前の労力賦課の原則である田頭制に代って、いかなる新しい原則を提起したかをみよう。

周鳳鳴≪水利奏≫第五条の前掲部の下文には

今欲興修水利、必先飭惰勧農。若使夫役不均、益滋民害。合無一応築圩工程簡易者、就於本圩有田得利人戸、不分官民、一体計畝起撥。若工程浩大通融処置、官為雇募。亦不得尅減工価、勢家不得仮借名色、討夫以便私図。

とあり、工事の簡易なものは、本圩中に田を有ち利を得る戸から、官田についても民田についても[注]均しく田地の面積に応じて人夫を出させる。明らかに負担は土地所有者のみにあって、先の水利荒廃の因の諸点から窺えた佃戸の労力担当の期待は少しも具体化されていない。また、計畝起撥＝照田起夫制による労働力負担の原則は述べられても、それを誰がどのように統率して工事の施行を行ったのかも具体化されてはいない。

次に耿橘については、同じく前掲の「大興水利申」の「開河法」(第九条)≪幹河甫畢刻期斉濬枝河≫には

法当於幹河半工之時、即咨官料理枝河。責令各枝河得利業戸、倶照田論工、一斉並挙、仍責成該枝河千百長催督。務要先期料理停妥、俟幹河工完之日、先放各枝河水、放畢、随於各枝河口、築一小壩、俟小壩成、然後決大壩而放湖水、其工之次第如此。

とあり、枝河の濬河では得利の業戸に対して照田論工が行われ、その枝河の地区の千・百長（後述）に監督が命ぜられる。さらに業戸に対する照田論工の細則は、同（一条）≪照田起夫、量工給食≫によれば、

派夫之法、先弔黄冊、査明該区該図坐圩田地総数。随令区書、将業戸一一註明。然後通融算派某河応役田若干畝、毎田若干畝、坐夫一名。田多者領夫、田少者湊補足数、名曰協夫。其勘明坍江板荒田地、倶豁免。

とあり、派夫之法が述べられる。まず、賦役徴収の台帳たる黄冊記載の該区該図坐圩の田地総数を調査し、随いで里甲の一役目たる区書[16]を通じて業戸（所有者）の確認註記が行われる。そして某河応役田総計いくらを人夫の総数で割って、田いくらから夫一名を出すかの率を定める。田多きものは数名を領し、田少きものは数戸で一名を協す。ここでは、照田起夫は徭役として考えられ、「照田」の田とは応役田を言うのである。

照田起夫制が徭役制度として考えられればさし当り郷紳の優免が問題となる。同（二条）≪水利不論優免≫には

濬河以備旱潦、便転輸也。論田而士夫之田多於小民。河成而灌運之利、当亦多於小民。故同心協力、挙地方之大利、在士夫原有此意矣。職客歳開濬福山河、以此意白之本県士夫。士夫咸各楽従、興工之日、倡率鼓舞、工反先於百姓。而百姓蒸蒸、無不子来趨事、争先恐後、已有成績矣。今後凡濬河築岸之事、必如往規、庶労逸均而上下悦服也。

とあり、郷紳は工事に当って率先して人夫を出しており、水利に限って、郷紳の優免は廃止されたと考えられる。

ところで、工事の統率者は千長・百長とよばれた。同、第七条≪分管員役≫には

諺曰、寧管千軍、莫管一夫、言無紀律而難御也。故督責之法、必自下而上、由小乃大、則工程易起。故毎宕百丈、必用百長一名分催。千丈、必用千長一名督催。然此役須点該区田多大戸充之。蓋大戸必受惜身家、又衆所推服。……千長催百長、百長催小夫、而水利官又専督千百長、責任修分大小相駆、後卑職不時親詣稽查、考其工次。

とあり、区内の田多き大戸が、千・百長に任命され、それぞれ河道千丈ごと、百丈ごとの責任者とされている。しかし、この千・百長任命に当っては、かなり難行したらしく、同前≪分管員役≫の後に附す≪用千百長法≫には

千百長非身家才幹兼全者、不能服衆。三十三年、照持尖冊点用、十得八九、乃法立弊生。三十四年、区書将大戸田花分、顕小戸於冊首、点者半係小戸。除将該書枷号外、其千長多用該区公正。不足則令公正挙報、乃之参之持尖、始称得人。得人而工不難完矣。

とあり、区中の田多き大戸が千・百長に充てられるべきであったが、大戸の花分等の不正によって、実際には、小戸が割

りつけられた。そこで千長には多く該区の公正[19]（糧長）を用い、不足分は公正に挙報させた。この事態は、正しく明末における徭役負担体系の崩壊過程を示している。となれば、水利工事を国家の徭役として運営しようとする意図は、官のよほどの監視体制が備わらない限り、実現不可能なことを物語っている。次節に紹介する『常熟県水利全書』巻二通県急緩河岸壩閘総目のうち「急瀦河」の枝河について≪前件≫欄に「万暦三十四年二月内、耿知県督瀦通流」と記されており、知県の督率をうたっているのは、これを示す。

さて、以上の耿橘の水利規定にあっては、地主―佃戸の関係がどのように扱われていたか、特に佃戸の労働力負担をどのように体系づけていたかを検討しよう。前掲「築岸法」第五条≪業戸出本、佃戸出力、自佃窮民官為出本≫の前掲部の続きには、

除一等難修之岸、另行査議外、其二三等易修者、即令業戸各於秋成之後、出給工本、俾佃戸出力修築、官為省視。高厚堅実、務如規式。若窮戸自佃己田者、査果貧難、官給工本、開河工本倣此。

とあり、圩岸工事の易修なるもので民の自築に委ねられたものは、業戸の出米（工本への拠出）と佃戸の出力（労力負担）によって行われるが、窮戸で自分の田を佃作し（恐らくは質入等により所有名儀の移動はないが、実質的に人の手に渡っている場合か）、調査の結果、事実貧難であると認定された者には、官が工本を支給する。この窮戸の場合は、本来ならば業戸としての負担があるとされる。しかるに現実には佃戸となっており、しかも自分の田を佃作するという形になっているので、佃戸として出力しても工食米は誰からも支給されない。従ってかかる者に対しては、官による工本の支給があるとするものであろう。では、佃戸の出力に対する地主からの工食米の支給はどのような手続きを経るのであろうか。常熟県では県が「佃戸支領工食票」なる伝票を発行し、これを公正の手を経て佃戸に支給し、佃戸はそれを自分の地主の処へ持参して米を受けとるという方式であった。この佃戸への工食米の支給方式については、既に浜島氏が「工食票」の写真複写を示して詳細な分析を加えている。なお、筆者も旧稿でこれを扱ったことがある。しかし重要な点の指摘

がまだ遺されていた。「工食票」の関係の部分を再掲しよう。

常熟県為大興水利、以足民国事。①切惟国家賦税頼租税以輸将、業戸田租頼佃戸以耕種。業戸佃戸実有一体相須休戚相関之義。②本県督民濬河築岸、不能尽佐官帑。量其工程難易、③着令各業戸出備工食、給付④佃戸・傭工。此雖一時小費、実貽無窮後利。⑤邑中如法付佃者固有、而悋惜厲民者不無。擬合給票為式、⑥如業戸某人応濬河一丈、応給佃戸某人工食米若干。築岸一丈、応給佃戸某人工食米若干。着各該公正填註票尾佃戸執票対支領訖、方付業戸執照。⑦如有指扣陳租宿債、凌虐佃戸者、即将原票繳還、公正類斉造冊繳県、至納租日許令佃戸加倍算除。（下略）

計開
　業戸　⑥応濬　　怙定毎丈給工食米
　　　　⑥応築　　怙定毎丈給工食米
　共応給工食米
　右給付佃戸　　准此
万暦三十四年　月　日給
県　　常字　　号

右から知られるところを個条書きしてみよう。①まず前提として「賦は租より出づ、租は佃戸の耕種に頼る、業戸と佃戸とは一体相い須らく休戚相関すべきの義あり」の観念が表明される。②本県は民を督して濬河築岸しても尽く官帑を支給できない。③業戸の出費が必要だが、それは一時の小費で無窮の後利を生む。④労働力は佃戸の他、傭工にも依る。⑤業戸出本・佃戸出力の法の如く、業戸が佃戸に工食米を直に渡しているものは問題がないがそうでないものもあるので、伝票（この工食票）を給して式とする。⑥業戸は（所有田額に応じて）濬河・築岸の長さ（丈）が定められ、その部分を

担当した佃戸の工食米を負担する。⑦もし地主が佃戸に工食米を支払わない場合には、公正＝県の介入によって、佃戸が地主に払う佃租から工食米の二倍を差し引くことを許す。（史料中の数字と個条の数字とは一致する）。

ところで、右で問題なのは、濬河・築岸の役の負担を直接に規定されるのは業戸・地主であり、負担量の決定は照田起夫の原則による。では、佃戸・傭工はどのような基準で出力させられるのであろうか。浜島氏は「佃戸が濬築した河・岸の量に応じて」（三七頁）と述べておれば、予めの基準はないかの如きである。しかし上述の個条の⑦が意味を持つのは、この工事担当には地主―佃戸の関係そのものが動員され、地主（業戸）の負担と佃戸の負担とはほぼ見合うものと考えられるところから[20]、実は、佃戸については照田起夫制が耕作田の面積に即して適用されたと考えられなくもない。しかしこれについては右文にも他の規定中にも明文がなく判断のし様がない。浜島氏は「佃戸の労働は徭役の一変種として成立したもの」（三九頁）とするが、その根拠は明らかでない。また、浜島氏は右のような業戸出本・佃戸出力の関係が「地主―佃戸間に個別的に成立したものではなく、国家権力の強制を媒介としてはじめて成立している」（同三九頁）と結論するが、このくだりは甚だ疑問である。まず、右の個条の⑤で、業戸出本・佃戸出力の関係について「邑中如法付佃者固有」とあり、何も県や公正の手を煩わすことなく、地主―佃戸間に個別的に成立していたこと（実は宋代以降の慣行[21]なのである）を示し、ただ、その関係が一つには地主の出米拒否によって破綻する場合についてのみ国家権力の強制が必要とされ、ここにみる如き「工食票」方式が採用されたのではないかと思われる。しかしながら、右の個条の③で「着令各業戸出備工食、給付佃戸・傭工。此雖一時小費、実貽無窮後利」と述べているのは、地主業戸に出米を勧告しているのであり、また清初の陳瑚「築囲説」[22]でも大戸の出米を奨励しているところをみると、地主の出米拒否はかなり一般的な現象ではなかったかと思われる。本稿の前節や今節の初めにみた豪右地主の私的利益追求の姿からも如上の事態は十分肯定されよう。してみれば、業戸出本・佃戸出力の関係を運営するためには、かなり恒常的に国家権力の強制が必要とされたものと考えられる。

以上の如く、地主・佃戸関係そのものを水利工事に動員することによって、共同体の再生産を支えようとした耿橘は、在地（圩）の共同体的関係の維持を図るため「築岸」の土の調達方法に留意する。「築岸法」第三条≪囲外依形連塔築岸。囲内随勢一体開河≫には

外岸雖成、其何以救腹裏之旱澇。故須因形制宜、或開十字河、或丁字・一字・月様・弓様等河、小者一道、大者数道。於河口要処、建閘一座、或数座。旱澇有救、高下俱熟、乃称美田。又不但為旱澇高下之用而已、柴糞艸餅水通船便、可無難於搬運。

とあり、圩内腹裏に圩の形状に見合った各形の小河を開くことで、旱澇の給水排水に便なるのほか、柴（たきぎ）糞（こやし）艸餅（家畜の飼料）等の持ち込み持ち出しに便利だと言う。なお、圩内開河でつぶれた田土の補償については、浜島氏は官銀が支出された（五一頁）と考えているが、氏の挙げる史料は「不領官銀、民力自開十字河一様」「民力自開十字河一条、廃田…不領田価、止免銭糧（傍点筆者）」とあるのみで、その事実を示していない。ただ税糧の免除があるのみである。このことに関して、「築岸法」第四条≪築岸務実、及取土法≫によれば、

先按圩中形勢、果有仰盆覆盆高下不等。宜開十字・丁字・一字・月様・弓様等河渠者、査議的確申明。開鑿取土、以築其岸。高下旱澇、均属有救計。無便於此者、田価衆戸均出、遺糧申入後徴項下。

とあり、圩内衆戸の均出によって田価が償われ、その田の遺糧も後徴項下に申入させるといった一圩の共同体的慣行が働いているのである。

ところで、前項の第四条の題名は「築岸務実、及取土法」であるが、築岸の場合、その土をどこから供給するかが問題であり、個人の田をつぶす場合もあった（前掲）が、次のように圩内の共同利用地に土を求める場合もあった。すなわち、同条の一項には

有茭蘆場之介居水次、止収艸利、止徴蕩税者、申免其税、聴民採土築岸。……但茭蘆場倶占於大姓、納百一之税、享

十倍之利。人所不敢詰、官所不能問、処之為難。然興大利者、無恤小言、本県籌已熟矣。又不然者、令民於岸裏二丈以外、開溝取土、其溝深内外、水浸岸旋為土、法之所深忌也。但離岸遠、則岸址寛而溝水未能即侵。溝身浅、則受水少而填塞後易為力如尤径岸、隆慶初年故事、乃万万不得已之計。但所取之溝、諭令佃人、匀攤田面之土、兼築外河之泥、一年内務填平満。無令損岸始得。

この史料の初めの部分は既に前節で触れた。圩内の共同利用地（茨蘆場）に土を求めても、そこが既に大姓によって私的に占拠されている場合には難しかった。そこで、圩岸内二丈の幅まで溝を掘り、その土を採取したが、その溝を填めるには佃人に水田の表土を均しく割り出させ、兼ねて外河の泥をも掬って入れ、やっと一年以内で元通りに填め合せた。なお、この事例は隆慶初年（一五六七～）に実際に行われた故事であるという。ここには佃戸を中心とした圩内の共同体的慣行[23]が窺える。但し大姓（郷紳地主、富豪）の私的利益追求による共同体破壊の現情は確認しておく必要がある。

## 三、明末清初、江南における水利事業とその性格

以上考察を進めてきたところの材料は、主に水利規定、ないし水利をめぐっての議論であった。こうしたものは、大体において行わるべき（当為の）水利事業像であり、施策方針的記事である。勿論そこにはある程度の現実の諸事情が反映されている場合もある。しかし逆に全くの空論で実施の不可能な提言もあったし、現実への適応にあっては大きく修正されるものもあったと考えられる。

ところで、前節に屢々引用した、耿橘『常熟県水利全書』は、前節に挙げた如き水利規定の記述のほかに、以下に示すような水利事業の事業報告を極めて具体的に載せており、明末江南の水利事業に関する第一次的史料としての使用に耐えうると判断される。すなわち、同書巻二は「通県急緩河岸壩閘総目」という項目を立て、急濬河二百一十四道、緩濬河六十七道、急築岸百四十六圩、緩築岸二百三十八圩、急築壩二十八条、応建閘三十三座等の水利施設の現状、及び改善の必

要性の調査報告と改善結果の事業報告であり、これに同書巻三―巻十の「通県城郷八十五区総図説」による、在城両区在郷各区の地域ごとの河岸壩閘の現状等の調査と水利工事の事業報告を併せて、県下の水利事業に関する実施報告書として作成されている。これらを内容によって(A)河道の浚渫（濬河）(B)圩岸の修築(C)閘壩（水門、せき）の改修、の三者に分けて考察する。

(A)　河道の浚渫（濬河）

濬河については、河道ごとに、緊急を要するものと否とで「急濬河」「緩濬河」の二種に分けている。『水利全書』の記事の信憑性を示すためにも、同書巻二第二十四葉B―第二十五葉Aを例として示しておこう。

(110)[24] 枝河　中横涇　長　二百七十一丈　濶二丈
開深　二尺　土　八十二方
該　本県耿知県査得本涇坐轄四十区両旁得水利本区
巨字官江鳥鳥字等三圩共田一十二頃九十畝一分応濬
前件　万暦三十四年二月
内耿知県督濬通流

(111) 枝河　周涇　長　七百三十八丈　濶二丈
開深　二尺　土　二百二十一方四分
該　本県耿知県査得本涇坐轄四十区両旁得水利本区
官江鳥何婆大墩等三圩共田一十八頃五十六畝三分応濬
前件　万暦三十四年二月
内耿知県督濬通流

(112)

河枝　東横涇　長　一百二十二丈　開深　二尺　土　三十六方六分　濶二丈

該　本県耿知県査得本涇坐轄四十区両旁得水利本区
官江鳥小時巷等二圩共田六頃八十三畝六分一毫応濬

前件　万暦三十四年二月
内耿知県督濬通流

(113)

河枝　防備漊　長　二百四十丈　開深　一尺　土　六十三方　濶三丈五尺

該　本県耿知県査得本漊経轄四十区四十三区等二区
四十区東呉刺史圩田四頃六十五畝一分応濬
四十三区西呉刺史茭蕩等二圩共田一十六頃六十五畝応濬

前件

(114)

河枝　彭家漊　長　二百丈　開深　一尺　土　五二方五分　濶三丈五尺

該　本県耿知県査得本漊経轄四十区四十三区等二区
四十区東呉刺史長浜等二圩共田七頃九十四畝九分応濬
四十三区茭蕩圩共田五頃七十四畝九分応濬

前件

(115)

河枝　横漊　長　四百五十丈　開深　一尺　土　一百五方　濶四丈

該　本県耿知県査得本濮坐轄四十区両旁得水利本区
　　能仁圩共田七頃、四十一畝一分応濬

体裁で気付くことは、「前件」以下に「万暦三十四年二月内耿知県督濬通流」とあるものと、▤▤▤の如く、版木を削除字句を埋めてあるものとがある。これは前者が工事の着手成就を示し、後者が施行完了しなかったことを示すと判断される。次に、濬河の見積は、実施・不実施に関係なく、河道ごとに、長さ・濶（幅）・掘り下げの深さ、及び以上三者から計算された運こび出す土の量（＝労働量、単位は土方）等が算定され、それと、ある河道の水利がどの地域のどれだけの面積の田を灌漑するか、従ってどの田の所有者に濬河の義務があるかなどが、詳細に調査され、知県自身がそれを掌握していることを示している。なお、その場合、河道ごとに、ある河道がどの区からどの区の間を通流しているか、またある河道がどの区の中だけに坐落しているかで、経轄・坐轄の区分を立てている。

以上は、任意に抽出した「急濬河」に関する一部の記事の検討であるが、急濬河全体の内容と傾向とを知るために、急濬河二百一十四道のすべてについて、記載事項を網羅した表（附表）を作成し、検討してみよう。

ところで、表化にあたって、幹河四道と枝河二百十道とを区別してみたが、それは幹河と枝河とでは記載事項にかなりの違いをみせているからである。すなわち、工事の見積の記載では、1～4の幹河については、上述のような河道ごとの長・濶・開深・土方が示されるほかに、「工夫」なん人か（単位は工）、手間賃（＝工食銀）いくらか、が計上されているのに対し、5以下の枝河にはその項目がない。このことは前件欄の記入にも関係する。表では、前件欄に記入があり、工事の実施を示すものとしたのを◎印で表わした。しかしこの記入も幹河と枝河とでは違う。幹河三丈浦・奚浦はいずれも、

前件　万暦三十四年二月内耿知県設処銭糧
　　官三民七開濬通流

と記され、官側の出費は銭糧から支払われること、しかし工事費用の全体は、官と民との協同出費（三対七）の形態をとっていることが示されている。これに対し、5～214の枝河は、先掲の如く、

前件　万暦三十四年二月
内耿知県督濬通流

とあって、官の出費も、また費用全体が官と民との共同負担であることも示されていない。これについては、前節で検討した耿橘の水利規定「築岸法」第五条《業戸出本、佃戸出力、自佃窮民官為出本》に、既掲の如く、

除一等難修之岸、另行査議外、其二三等易修者、即令業戸各於秋成之後、出給工本、俾佃戸出力修築、官為省視。

とあり、また、かの「佃戸支領工食票」にも

本県督民濬河築岸、不能尽佐官帑。量其工程難易、着令各業戸出備工食、給付佃戸・傭工。

とあるのに照応するものであろう。してみれば、前件欄の知県による「督濬通流」とは、官が省視をなす程度のものであって、とても官による浚治が枝河にまで及んだとは言えないものである。つまり、業戸出本・佃戸出力による「民の自濬」なのである。但し、以上の官・民の区別は、費用の支弁をめぐっての対比であり、業戸出本・佃戸出力による「民の自濬」そのものにも、やはり前節で述べた如き、国家権力の介入の事態は窺えよう。けれども国家権力による水利の直接的な担当は、依然として幹河に止まり、枝河には及んでいないことは確認される。

附表は、ほかに何を示すであろうか。前件欄の◎印の有無で実施か不実施かがわかるが、これは他の記載項目の面にどのように反映されているであろうか。

まず、濬河工事の規模を示す記事（長さ・深さ等）に、何か特徴がみられようか。この点に関しては、結論として、河道の規模によって実施・不実施を分けるような傾向は見当らない。

では、経轄と坐轄の区別ではどうであろうか。そこで附表を基に枝河二百十道について経轄・坐轄の区別による濬河状

況に関する表Ⅰを作成してみた。表Ⅰによると、枝河の存在形態は、全体（二一〇）の内、坐轄が七五％の一五六、経轄が二五％の五四であり、前者が圧倒的に多い。また、前者は一区内にのみ存し、後者は二区にまたがるものが多い。その内濬河されたものは、坐轄が七四％の七四、経轄が二六％の二六で、存在形能での比と殆ど同じである。なお、坐轄・経轄とも、急濬河のそれぞれの全体に対して、濬河されたものの割合は約半数の五〇％である。

濬河が特定の区に偏って多く実施されたことも判かる。坐轄・経轄合せて十道以上濬河の区は、23・40・57・74の各区であり、この四区に集中して濬河が行われた。また、22・53・57・74・75の各区は、一区内の急濬河がほぼ完全に実施されたと考えられる。なお、あまり厳密な数的処理を経たものではないが、区と区との特定の結びつきが強いこと（23区―74区、32区―33区、36区―37区、40区―43区、41区―44区、48区―49区、74区―75区）も傾向として窺えようか。

次に、濬河に応ずる地区（都・図・圩・字号）の傾向をみよう。河道番号104番まで、即ち字号名で水利を得るの地区を示しているものは、区図ないし区都図を表記している場合もあるが、105番以上の圩名で地区を示すものはせいぜい区の表記があるだけで、図は名示されていない。後者については、濬河の単位を圩とすることが明確化したことの現れであろうか。次に、濬河実施の河道について、応濬地区の字号・圩名の欄に、二回以上同じ名がみえるものを拾い、その頻度表（表Ⅱ）を作成した。この表から、字号にしても圩にしても、約四割が二道以上の河道を濬河していることがわかる。では、逆に一本の濬河については、いくつぐらいの圩・字号が応濬しているだろうか。やはり、これも頻度で考えてみた（表Ⅲ）。表Ⅲから、字号にしても、圩にしても、2～3のものが多いが、頻度1（つまり、一本の濬河に一つの字号もしくは圩が応濬する）は字号については一二号の二一％、圩については五圩の一二・五％であって、他の八～九割がすべて二・三以上の字号・圩の共同濬河であることがわかる。

(B)　圩岸の修築

圩岸の修築についても「急築岸」・「緩築岸」の二種がある。(A)と同様に、「急築岸」共計百四十六圩、共岸十四万九千

表 I

| 区 | 濬河予定総数 (A) 坐轄 (a) (内)1区 | 濬河予定総数 (A) 坐轄 (a) 2区 | 濬河予定総数 (A) 経轄 | 濬河実施数 (B) 坐轄 (b) | 濬河実施数 (B) 経轄 | $\frac{b}{a}\times100$ | $\frac{B}{A}\times100$ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | | | 1 (3-4) | | | — | 0 |
| 4 | 3 | | | | | 0 | 0 |
| 7 | 2 | | | | | 0 | 0 |
| 8 | 1 | | 1 (8-10) | | | 0 | 0 |
| 9 | 7 | | | | | 0 | 0 |
| 10 | 4 | | | | | 0 | 0 |
| 11 | | | 2 (11-20, 11-12-13) | | | — | 0 |
| 12 | | | 2 (12-13, 12-13-18) | | | — | 0 |
| 13 | | | 1 (13-18-20) | | | — | 0 |
| 14 | | | 1 (14-34) | | | — | 0 |
| 15 | 3 | | 1 (15-33-34) | | | 0 | 0 |
| 16 | | | 1 (16-17-22) | | | — | 0 |
| 17 | 1 | | 2 (17-19-20-22, 17-19) | | | 0 | 0 |
| 18 | 3 | 1(18,21) | 1 (18-20-21) | | | 0 | 0 |
| 19 | 7 | | 1 (19-20) | 4 | 1 (19-20) | 57 | 63 |
| 20 | 2 | | 1 (20-21-23) | | 1 (20-21-23) | 0 | 33 |
| 21 | 2 | | | 2 | | 100 | 100 |
| 22 | 5 | | 2 (22-23) | 5 | 1 (22-23) | 100 | 86 |
| 23 | 11 | | 3 (23-74) | 8 | 3 (23-74) | 72 | 78 |
| 28 | | | 1 (28-29-31-32) | | | — | 0 |
| 29 | 1 | | | 1 | | 100 | 100 |
| 30 | | | 1 (30-31) | | | — | 0 |
| 31 | 1 | | 2 (31-57) | | | 0 | 0 |
| 32 | | | 4 (*①) | | 3 (32-33, 32-33-34, 32-33-36) | — | 75 |
| 33 | 1 | | 1 (33-34) | | | 0 | 0 |
| 34 | 1 | | 1 (34-35) | | | 0 | 0 |
| 35 | | 1(35,36) | | | | 0 | 0 |

表 Ⅰ （続き）

| 区 | 濬河予定総数 (A) 坐轄 (a) (内)1区 | 2区 | 経轄 | 濬河実施数 (B) 坐轄 (b) | 経轄 | b/a ×100 | B/A ×100 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 36 | | | 2 (36-37 / 36-37-38-39) | | 2 (26-37 / 36-37-38-39) | — | 100 |
| 38 | 3 | | 3 (38-39 / 38-39-46-47 / 38-47) | | | 0 | 0 |
| 39 | 6 | | | | | 0 | 0 |
| 40 | 12 | | 9 (*②) | 6 | 6 (40-43 / 40-45 / 40-43-45) | 50 | 57 |
| 41 | 8 | | 3 (41-44 / 41-44-48-49-52) | 5 | 2 (41-44) | 63 | 64 |
| 43 | 20 | | | 5 | | 25 | 25 |
| 44 | 4 | | | | | 0 | 0 |
| 45 | 3 | | | 1 | | 33 | 33 |
| 46 | 1 | | | | | 0 | 0 |
| 48 | | | 2 (48-49 / 43-49-50-53) | | 2 (48-49-50-53 / 48-49) | — | 100 |
| 49 | 1 | | | 1 | | 100 | 100 |
| 51 | 1 | | | 1 | | 100 | 100 |
| 52 | 1 | | | 1 | | 100 | 100 |
| 53 | 4 | | | 4 | | 100 | 100 |
| 54 | 2 | | | | | 0 | 0 |
| 56 | | | 1 (56-57) | | 1 (56-57) | — | 100 |
| 57 | 12 | | | 11 | | 92 | 92 |
| 74 | 12 | 1(74,75) | 4 (74-75) | 13 | 4 (74-75) | 100 | 100 |
| 75 | 7 | | | 6 | | 86 | 86 |
| 合計 | 153 | 3 | 54 | 74 | 26 | 47 (%) | 48 (%) |
| | 156 | | | | | | |
| | 210 | | | 100 | | | |

備考

* ① (32-33), (32-33-34,) (32-33-36,) (32-33-36-39)

* ② (40-43) (40-45) (40-43-45)

これらは区と区との結びつきを示す。

表　Ⅱ

| 字・圩 / 頻度 | 字　号 | 圩 |
|---|---|---|
| 1 | 151(号) | 52(圩) |
| 2 | 91 | 21 |
| 3 | 27 | 10 |
| 4 | | 3 |
| 5 | | 1 |
| 計 (A) | 269 | 87 |
| 頻 2 度 (B) | 118 | 35 |
| 以上 A/B ×100 | 44(%) | 40(%) |

表　Ⅲ

| 字・圩 / 頻度 | 字　号 | 圩 |
|---|---|---|
| 1 | 12(号) | 5(圩) |
| 2 | 15 | 14 |
| 3 | 8 | 7 |
| 4 | 4 | 4 |
| 5 | 6 | 2 |
| 6 | 1 | 2 |
| 7 | 2 | 2 |
| 8 | 0 | 1 |
| 9 | 3 | 3 |
| 10 | 2 | |
| 11～15 | 3 | |
| 16～20 | 1 | |
| 21以上 | 1 | |

五百七十七丈について、区ごとの分類によって表化してみよう（表Ⅳ）。

表の記載事項のうち、「毎丈夫工数」には、四人と二人とがあるが、これを「修築形態」と関連させて考えれば、圩岸一丈当り四人分の労働を必要とする方は、官一民三の割合で官民協築の形態をとり、二人の方は民力自築となっている。これは前者が難工事であることを示す。なお「前件」欄の検討で工事の実施状況が知れるのも(A)と同様であるが、これからは次のような事実がわかる。まず、実施のみられたものは、区数で六（全体一九、約三〇%）、圩数で八一（全体一四六、約五九%）、圩岸延長で七四一九二六丈（全体一四九五七七丈、五〇%）と、区数での率を除けば大体予定の半分が築岸されたと言える。区数の率（三〇%）と他とのアンバランスは、築岸施行の地域的偏りを示すものである。なお圩岸の修築は、そのほとんどが民力自築に依って行われ、官民協築の形態での実施は極めて悪いと言えよう。

(C)　壩・閘の修築

壩（せき）・閘（水門）等については、「急築壩」二十八条、「応建閘」三十三座が報告されている（表Ⅴ・表Ⅵ）。この表から壩・閘の修築についてわかることは、まず、壩の修築は民力自築が原則であり、一方、閘の修築では官民協建が十九座、民力自建が十四座とあって、これには官の支弁がみられ、分担の割合は官二民八となっている。しかし、いずれに

表　　Ⅳ

| 区 | 圩　数 | 圩岸長（丈） | 毎丈夫工数（工） | 修　築　形　態 | 前　　件（備注） |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 6 | 1680.0 | 4 | 官民協築(官1民3) | |
| 29 | 26 | 33394.9 | 2 | 民力自築 | ◎ |
| 40 | 5 | 4690.5 | 2 | 〃 | ◎(内3222丈) |
| 41 | 17 | 15762.0 | 2 | 〃 | ◎(内11757丈) |
| 43 | 7 | 7810.0 | 4 | 官民協築(官1民3) | ◎(内1035.8丈) |
| 44 | 2 | 2261.5 | 2 | 民力自築 | |
| 45 | 4 | 4184.5 | | | |
| | (内岸) | 3241.0 | 2 | 官民協築(官1民3) | |
| | (繁岸) | 943.5 | 4 | | |
| 48 | 9 | 11887.0 | 2 | 民力自築 | |
| 49 | 3 | 3335.0 | 2 | 〃 | ◎ |
| 57 | 23 | 21447.9 | 2 | 〃 | ◎ |
| 62 | 5 | 6646.1 | 2 | 〃 | |
| 63 | 3 | 3519.6 | 2 | 〃 | |
| 65 | 1 | 135.5 | 2 | 〃 | |
| 66 | 4 | 13759.0 | | | |
| | | 随河取土 | 2 | 〃 | |
| | | 別区白茆 | 4 | 官民協築(官1民3) | |
| 67 | 17 | 16456.0 | 2 | 民力自築 | |
| 68 | 8 | 5778.2 | 2 | 〃 | |
| 69 | 1 | 280.0 | 2 | 〃 | |
| 71 | 4 | 2158.0 | 2 | 〃 | |
| 84 | 1 | 390.0 | 2 | 〃 | |
| (計) 区数19 | 146圩 | 149577丈 | | | (741926丈) |

表　V

| 区 | 壩数 | 溉田地域(圩、字号)・田地面積 | | 修築形態 | 前　件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 40 | 1条 | 大 墩 圩 | 頃畝分<br>10.30.8 | 民力自築 | |
| 43 | 2 | 銭家、新段<br>茭蕩、西湖(呉)刺史 } 等四圩 | 35.10.0 | 〃 | |
| 45 | 4 | 竜池、馬池、黄家等三圩 | 7.97.6 | 〃 | |
| 49 | 1 | 趙 庄 圩 | 12.64.3 | 〃 | |
| 61 | 17 | 全　　区 | 129.83.6 | 〃 | |
| 69 | 1.5 | 諸、姑、伯、叔、猶、子、比、竜、訓 } 等九字号 | 55.29.0 | 〃 | |
| 70 | 1 | 全　　区 | 129.68.0 | 〃 | |
| 73 | 0.5 | 全　　区 | 116.40.0 | 〃 | |
| 補築壩1 | | | | | |
| 66 | 1 | 官 字 号 | 5.50.0 | 〃 | |

表　VI

| 区 | 閘数 | 溉田地域、田地面積 | | 修築形態 | 前　件 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 1座 | 衣、服、湯、拱四字号 | 頃畝分<br>4.73.2 | 民力自建 | |
| 40 | 2.5 | 40,42,43,45,　四区 | 334.94.8 | 官民協建<br>(官2民8) | |
| 41 | 5.5 | 41,44　二区 | 273.03.08 | 民力自建 | |
| 42 | 5.5 | 40,42,43,45　四区 | 334.94.8 | 官民協建<br>(官2民8) | |
| 43 | 8 | 40,42,43,45　四区 | 334.94.8 | 〃 | |
| 44 | 0.5 | —— | | —— | |
| 45 | 3 | 40,42,43,45　四区 | 334.94.8 | 官民協建<br>(官2民8) | |
| 59 | 2 | 宗浜、行者、沈浜三圩ほか | 31.00.0 | 民力自建 | |
| 66 | 1 | 曽 家 圩 | 10.92.1 | 〃 | |
| 68 | 2 | 南、北、以、伝、入、裳、傳、竜、訓、諸、姑、伯、叔、猶、子、比(字号) | 144.04.0 | 〃 | |
| 70 | 2 | 全　　区 | 129.68.0 | 〃 | |
| 補修閘 | | | | | |
| 68 | 2 | 南、北、以、伝、入、裳、傳、訓、諸、姑、伯、叔、猶、子、比、竜 | 144.04.0 | 〃 | |

しても、壩・閘に関する限りは、「前件」欄に何も記入されていないので、万暦三十四年時における知県耿橘の水利事業としては、壩・閘の修理は実現しなかったようである。

以上、(A)河道の浚渫 (B)圩岸の修築 (C)壩閘の修築の三項目について、万暦三十三―四年の常熟県の水利工事をみてきたが、その大概はおよそ次のように整理されよう。

①ごく大規模な、もしくは難しい工事を除けば、枝河の濬河、圩岸の修築、壩閘の修繕とも、依然として民力自修が建前であり、これらを官が直接に浚治していたとは言い難い。

②枝河の濬河と圩岸の修築については、それぞれ予定工事の半数が実施されたが、極めて地区的な偏りがある。壩閘修築の施行は全く確認できない。

③民力自修でないものは官民協同に行うものであるが、その費用の支弁の比率は民の方がはるかに高い。なお概してこの形態の実施状況は悪い。

④浚渫の実施された河道は、その区に坐落する（坐轄）ものが多く、これは①民力自修とも関連して、工事が労力負担者にとって直接に自分の利害に関係する（両旁得利田）部分に行われたことを示す。しかし、濬河は、一圩（字号）のみで行われたものでなく、二・三以上の複数の圩・字号の共同作業で行われたものである。

⑤圩・字号いずれも、特に濬河の実施されたものについてみれば、図（里甲）を明示してあるものは少なく、河道の浚渫の単位が、区もしくは圩となっていることを示す。

常熟県の水利工事の具体例から得られた重要な知見は以上の如くである。これらは、明末清初の江南の水利工事の性格を考える上で参考にすべきであろう。

## おわりに

本稿の考察はまだ完了してはいない。それをお断りした上で、明末の揚子江デルタ地帯の水利慣行の変質について、得られた若干の知見をまとめておこう。

㈠明代前半期では里甲制度に基く共同体的関係によって担われていた水利が、中期以降豪右地主層の侵食の対象となっていた。㈡里甲制の崩壊をなし、水利の荒廃をもたらした基本的内容は、土地所有構造（地主―佃戸関係）の変化であり、それに照応して新たな水利慣行を編成するためには、佃戸の労働力をいかに秩序づけるかが問題であった。従ってこの時期の新しい労力賦課の原則であり、全の土地所有者（郷紳地主もそれ以外も）の負担の平均化をねらう「照田起夫」制も、負担の平均化（水利における郷紳の優免の廃止など）それ自体が第一義的目的ではなく、地主―佃戸関係の維持再生産との関係で志向されたものである。すなわち、照田起夫による負担は、形式的には土地所有者にあるとされるが、実質的負担は耕作者の佃戸・傭工にあった。この負担制度の原則（建前）と現実との落差を埋めるものとしては、当面「業戸出米・佃戸出力」方式が主唱され、場合によっては公権力の承認をえて制度化されるものもあった。しかし佃戸の労力提供は、国家の徭役としてではなく、佃戸自身の構成する地縁的関係、及び地主との生産関係の二つの関係に規定された共同体的徭役と考えるべきものであろう。㈢以上を具体的な蘇州府常熟県の水利工事に即して検証すると、地域的偏差はあるが、在地共同体（地主―佃戸関係）による水利工事は、県の指導と督視によって、ある程度は実施しえたと考えられる。

ところで、本稿では、以上の如き在地共同体による水利工事における佃戸労働力の編成を、誰がどのように掌握したかについての言及はない。この点については、本稿と同時に作成した、別稿「明末清初における圩長について」[28]を参照されたい。

註

（1）池田静夫・岡崎文夫共著『江南文化開発史』（一九四〇）、池田静夫著『支那水利地理史研究』（一九四〇）、玉井是博「宋代水利田の一特異相」（『支那社会経済史研究』（一九四二）、周藤吉之「宋代の圩田と荘園制―特に江南東路について―」（『宋代経済史研究』一九六二）・「宋代浙西地方の囲田の発展―土地所有制との関係―」（東京大学『東洋文化研究所紀要』三三、一九六五、後、『宋代史研究』所収）、柳田節子「郷村制の展開」（岩波講座『世界歴史』9、一九七〇）等参照。

（2）池田前掲書、及び後掲の森田・浜島論文参照。

（3）「清代江南における圩田水利の一考察」（『社会経済史学』三三―五、一九六七）。

（4）「明代江南の水利の一考察」（『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九）。

（5）小山正明「明代の糧長について―とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして―」（『東洋史研究』二七―四、一九六九）、及び、鶴見尚弘「明代における郷村支配」岩波講座『世界歴史』12、一九七一）等。なお、小山氏と鶴見氏との間には、明代の社会的発展段階規定の相異に基く、里甲制、共同体（村落共同体）の理解についての微妙な違いがある。筆者は鶴見氏の考え方に賛同する。

（6）前注（4）の浜島論文七―一三頁。なお、以下浜島氏の論文の引用は頻繁なので特別な場合以外は註記しない。特別な個所では、本文に浜島論文の頁数を示す。

（7）「明末清初における地主について」（『歴史学研究』一四〇、一九四九）。

（8）「明末長江デルタ地帯における地主経営―沈氏農書の一考察」（『歴史学研究』一四八、一九五〇）・「補農書の成立とその地盤」（『東洋文化研究所紀要』三、一九五二）。

（9）「明末清初の大土地所有―とくに江南デルタ地帯を中心として―」（『史学雑誌』六六―一二、六七―一、一九五七・八）。

（10）「清初、蘇州府の魚鱗冊に関する一考察」（『社会経済史学』三四―五、一九六九）。

（11）この点については、森田前掲論文に言及がある（森田四八頁）。

（12）是正の方策として丈量が提起されたことについては、拙稿「張居正丈量策の展開㈠」（『史学雑誌』八〇―四、一九七一）参照。

（13）「明代の十段法について（二・完）」（千葉大学『文化科学紀要』一〇、一九六八）。

（14）「明末浙江の嘉湖両府における均田均役法」（『東洋文化研究所紀要』五二、一九七〇）。

（15）注（4）の浜島論文。

(16)『明代江南市民経済試探』二七頁。

(17)浜島氏(三一頁)は、「不分官民」を「官戸、民戸を分たず」と読んで優免を認めないことと理解したが、この読みは「官田・民田を分たず」と読むべきであろう。特に嘉靖期の史料にかかる表現が頻出し、かつ重要な意義を持つのは、例の官田制度の改革に関係する。森正夫「十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革(上・下)」(『東洋史研究』二一―四・二二―一)、及び、注(12)に引く拙稿(一)参照。

(18)区書及び区については、本注(5)の小山論文参照。小山氏によれば浙江秀水県の事例に、里―区―県の地域区劃に照応した知数―区書―県総の系列があるという。

(19)常熟県では糧長を公正と呼んだことについては浜島論文に指摘がある。

(20)業戸出米・佃戸出力の関係についての森田明氏(前掲論文)の理解は、筆者の評価とは大いに異なる。

(21)周藤吉之氏は、宋代において、地主が郷原の体制によって佃戸に圩岸修築を強制したという(『宋代史研究』四二三―三一頁)。

(22)注(12)の拙稿参照。

(23)農民が水田の表土を剝いで提供することは容易なことではない。地主による強制が不可能な時期であれば、共同体の規制に率先して従う佃戸の姿を想定しなければなるまい。

(24)(110)～(115)は、河道番号。附表の番号とも一致する(附表参照)。

(25)『東洋学報』五五―四。

## 附表　常熟県急瀦河二百一十四道総目

（幹　河）

| 番号 | 河道名 | 長（丈） | 濶（丈） | 開深（尺） | 土（方、分） | 夫（工、分） | 工食銀（両、銭、分、厘） | 所在（経轄）区 | 区数 | 応瀦田地等面積（所在）（単位、頃、畝、分、厘、毛） | 前件 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 白茆港 | — | — | — | — | — | — | 29, 30, 31, 32, 36, 37, 38, 39, 46, 47, 51, 54, 56, 57, 59, 60, 66, 67, 69, | 19 | — — — | |
| 2 | 三丈浦 | 5310.5 | 5 | 3 | 8496.8 | 105017.6 | 2100.3.5.2 | 6, 7, 8, 9, 11, 12, | 6 | 田 地<br>6区全区 361.23.2.2.0 .08.2.7.0<br>7区全区 196.85.9.3.0 .34.9.8.0<br>8区全区 384.22.2.1.0 .66.6.9.4<br>9区全区 280.08.4.8.9 .02.1.5.0<br>11区全区 346.80.0.0.0 4.03.4.5.0<br>12区1図 94.01.8.4.8 — | ◎ |
| 3 | 奚　浦 | 4340.0 | 3 | 3 | 3255.0 | 52080.0 | 1041.6 | 11.12,13,21 | 4 | 11区趙魏字号 7.14.7.5.1 —<br>12区全区 343.33.1.5.0 —<br>13区全区 257.30.5.1.7 7.33.4.2.1<br>18区全区 299.95.3.2.4 5.34.4.2.6<br>21区全区 210.64.2.9.4 .03.7.0.0 | ◎ |
| 4 | 澉　浦 | — | — | — | — | — | — | 14,15,28,34 | 4 | 14区全区 88.50.0.0.0 —<br>15区全区 259.42.5.0.0 —<br>28区4図 10.39.9.1.0（灘）<br>34区全区 281.34.2.7.1 2.55.1.9.0 | |

（枝　河）

| 番号 | 河道名 | 長（丈） | 濶（丈） | 開深（尺） | 土（方、分） | 所在区（経轄、坐轄（△）） | 得水利の字号・圩名・所在の区-図（区-都-図） | 圩・字号数 | 溉田もしくは応瀦田地等面積（頃、畝、分、厘、毛） | 前件 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 陳　塘 | 1735.2 | 3.5 | 5 | 2280 | 3,4 | （3区）取、辞、唱、春、礼、如、従、之、睦、（4区）法、仮、遵、（1区）息、淵、澄 | 15号 | 29.76.6.1.0 | |
| 6 | 長　涇 | 287.5 | 3.6 | 4 | 310 | △ 4 | 士、丁、微、合、輔 | 5 | 7.69.4.1.0 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 東塘 | 306.5 | 4.5 | 3 | 319.5 | △ | 4 | 丁、士、晋、勿、密、義、楚 | 7 | 8.38.2.0.0 |
| 8 | 馬墅河 | 1020 | 3.3 | 3.5 | 883.5 | △ | 4 | 遙、霧、飯、熟、奄 | 5 | 8.68.9.5.0 |
| 9 | 陳宕浜 | 124 | 7.5 | 3 | 209.2 | △ | 7 | 化、被、鳴 | 3 | 4.72.0.8.0 |
| 10 | 西港口塘 | 455 | 6 | 3 | 614.2 | △ | 7 | 孝、日、厳、敬、君 | 5 | 6.98.8.7.0 |
| 11 | 蔡横水北塘 | 2160 | 2 | 3 | 972. | △ | 8 | (8区-1図)猶等13号、(8区-4図)車等32号 | 45 | 37.18.6.1.0 |
| 12 | 新庄港 | 3688 | 3 | 3 | 2489.4 | | 8,10 | (8区)淵、止、若、思、言、事、厳、日(10区)全区 | | 338.98.5.5.9(地)29.21.7.2.0 |
| 13 | 山東蔡舎塘 | 2500 | 1～3不等 | 4 | — | △ | 9 | (9区-10都-1図)捕等15号、(9区-9・2図)索等10号、(9区-9・5図)梧、桐、遊、昆、独、運、(9区-9・7図)読、阮 | 33 | 42.62.6.0.0 |
| 14 | 常蚶塘 | 2000 | 1 | 4 | 600 | △ | 9 | (9区-10都-1図)犢(9区-9・5図)飄、颻、絳、霄、凋、葉、摩 | 8 | 17.92.9.0.0 |
| 15 | 東横塘 | 420 | 1 | 4 | 126 | △ | 9 | (9区-9・7図)膳、具、墻、桓(9区-10都-1図)祐、薪、鼻、耀、日、光 | 10 | 14.77.0.0.0 |
| 16 | 西横塘 | 1140 | 2.5 | 4 | 855 | △ | 9 | (9区-8・5図)芸等16号、(9区-10都-1図)釣、釈、任、紙 | 20 | 26.84.9.0.0 |
| 17 | 鴨囤塘 | 212 | 2 | 4 | 127.2 | △ | 9 | (9区-10都-1図)特、瀆、驤、誅 | 4 | 6.59.5.0.0 |
| 18 | 廟涇 | 200 | 1 | 4 | 60 | △ | 9 | (9区-10都-1図)超、躍、阮 | 3 | 5.14.0.5.0 |
| 19 | 陸家浜 | 140 | 1 | 4 | 42 | △ | 9 | (9区-10都-1図)阮、躍、超、嘯 | 4 | 7.18.8.5.0 |
| 20 | 曹蒲浜 | 609.3 | 2 | 4 | 365.6 | △ | 10 | 始、鳥、官、推、鹹、河 | 6 | 15.12.3.6.0 |
| 21 | 漁梁涇 | 682 | 4 | 4 | 818.4 | △ | 10 | 羽、竜、制、帝、鳥、官 | 6 | 12.12.4.7.0 |
| 22 | 湯家浜 | 465 | 2 | 2 | 139.5 | △ | 10 | 裳、文、字、章、愛、黎 | 6 | 5.19.7.0.1 |
| 23 | 邵舎浜 | 471 | 2 | 2 | 141.3 | △ | 10 | 体、壱、邇、遐、鳴、戎、伏、羌 | 8 | 15.67.0.0.0 |
| 24 | 陳浦 | 1642 | 2 | 3 | 738.9 | | 11,20,13 | (11区)振等7号、(20区-17部-1図)親等8号、(13区-3図)神等21号 | 36 | 45.15.0.0.1 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 李埭塘 | 490.5 | 2 | 3 | 202.7 | 11,12,13 | (11区)妙、清、馳、丹(12区-15都-7図)嵓、香、冥、治(13区-5図・6図)茲等14号 | 22 | 41.03.7.8.0 | |
| 26 | 小陳浦 | 2023 | 1.8 | 3 | 819.4 | 12,13,11 | (12区-2図)宮等5号(12区-9・3図)飡等48号(13区-5図)府等43号(11区)封、八、千、穀 | 99 | 98.66.8.3.2 | |
| 27 | 顧新塘 | 2517.3 | 2 | 3 | 1132.9 | 12,13,18 | (12区-15都-7図)遠、綿、邈、岫(13区-3・4・5図)鑒等56号、(18区-16・4図)把、脱、凝 | 63 | 109.44.1.3.0 | |
| 28 | 長寿塘 | 3784 | 3 | 3 | 2554.2 | 13,18,20 | (13区-3・5図)肥等11号、(18区-16・3図)論等6号(20区-3図)鼓等7号 | 24 | 96.54.1.0.0 | |
| 29 | 扁涇 | 1363 | 2.5 | 2 | 511.1 | 14,34 | (14区)卒等11号、(34区)田等7号 | 18 | 53.65.4.0.0 | |
| 30 | 中沙塘 | 828 | 2 | 2 | 248.4 | △ 15,14 | (15区-5図)竜等8号(15区-7図)艸(15区-9図)身、及(14区-1図)被 | 12 | 42.51.3.1.0 | |
| 31 | 溢上塘 | 1877.5 | 2 | 2 | 563.2 | 15,33,34,14 | (15区-7図)白、駒、場(33区)県、相(34区)区等17号(14区)鳳 | 23 | 86.80.7.8.0<br>(灘、53.0.9.6) | |
| 32 | 横塘 | 497.4 | 2 | 2 | 149.2 | △ 15,14 | (15区-5・7図)女、慕、貞、潔、効(14区-1図)方 | 6 | 30.53.1.0.0 | |
| 33 | 横港 | 964.8 | 2 | 2 | 289.4 | △ 15 | (15区-9・3図)済、弱、廻、漢、勒、碑、刻、銘 | 8 | 21.46.1.0.0 | |
| 34 | 鵜城港 | 1440 | 3 | 4 | 1299.6 | 16,17,22 | (16区-6図)寸、礼、別(16区-7図)仁、慈、惻、隠、造、次、訓(17区-14・15)全図、(22区)金、霜、生 | * | 97.96.9.2.0 | |
| 35 | 劉巷港 | 669.3 | 3.6 | 4 | 722.8 | △ 17 | (17区-6図)全図 | * | 41.84.7.1.3 | |
| 36 | 崔浦 | 1810 | 3 | 3 | 1221.7 | 17,19,20,22 | (17区-18・5図)全図(19区-1図)逸、温(-5図)華、顚、(-9図)浮(-10図)珠等10号(20区-7・8・10図)神等16号(22区)陽、戌、為、麗 | * | 109.24.2.4.0 | |
| 37 | 仙人塘 | 390 | 1.8 | 2 | 105.3 | 17,19 | (17区)切、磨、投、尊、下(19区-1図)義、離(19区-9図)廉 | 8 | 14.60.5.8.0 | |
| 38 | 竺塘 | 1570 | 4 | 5 | 235.5 | 18,20,21 | (18区-18・1図)飽、象、紘、歌、庄(20区-23都-1図)既、集、墳、典<br>(21区-15都-1図、21区-16都-1・6図)杜等33号 | 42 | 68.31.1.9.9 | |
| 39 | 凌涇 | 514 | 3 | 3 | 346.9 | △ 18,20 | (18区-18・1図)捕、杯、(-18・2図)恐、惶、挙、稿(20区)墳、典 | 8 | 16.59.9.7.0 | |
| 40 | 安楽涇 | 765 | 3 | 3 | 516.4 | △ 18 | (18区-2図)顧、要、続、嗣、嫡 | 6 | 14.01.7.0.0 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 41 | 灌　　涇 | 450 | 3 | 3 | 303.7 | △ 18 | (18区-18.2図)対、詳、浴、斬、楹、垢<br>(18区-16・3図)具、膳、飡、飯、腸 | 11 | 14.39.1.1.0 | |
| 42 | 景　墅　塘 | 750 | 2.5 | 3 | 421.9 | △ 18、 △ 21 | (18区)猶、翫、囊(21区)幸、即 | 5 | 15.40.1.3.0 | |
| 43 | 曹　橋　涇 | 104 | 1.5 | 3 | 351 | △ 19 | (19区-4図)図(-5図)堅、持、邙(-9図)京 | 5 | 4.95.0.0.0 | ◎ |
| 44 | 福山堡内城河 | 186.5 | 2 | 3 | 83.9 | △ 19 | (19区)福山堡内 | | | ◎ |
| 45 | 厳　　涇 | 828 | 1.5 | 3 | 279.5 | △ 19 | (19区-5図)東、西(-6図)背、二、夏 | 5 | 7.80.0.0.0 | ◎ |
| 46 | 横　瀝　涇 | 800 | 2 | 2 | 240 | △ 19 | (19区-5図)好、操(-6図)自、爵、都、糜 | 6 | 20.69.3.8.0 | |
| 47 | 徐　　涇 | 386 | 1.5 | 2 | 86.8 | △ 19 | (19区-5図)東、西、邙(-6図)糜 | 4 | 8.02.7.0.0 | ◎ |
| 48 | 甘　泉　涇 | 410 | 2 | 3 | 139.5 | 19.20 | (19区-6図)夏、背(20区-23都-1図)拠 | 3 | 6.00.5.2.0 | ◎ |
| 49 | 横　　涇 | 365 | 2 | 2 | 109.5 | △ 19 | (19区-1図)離、義(-19図)廉 | 3 | 11.47.8.0.0 | |
| 50 | 陶　　涇 | 255 | 2 | 2 | 76.5 | △ 19 | (19区-10図)水、玉、出、昆 | 4 | 10.59.9.8.0 | |
| 51 | 湖　　涇 | 485 | 2 | 3 | 288.2 | △ 20 | (20区-23都-1図)殿、涇(-23都-7図)盤、驚、玄、洪、暑、秋、寒 | 10 | 13.40.5.0.0 | |
| 52 | 鵞　腸　涇 | 874 | 3 | 5 | 873.2 | 20,21,23 | (20区-23都-1図)内、通、明(21区-23都-6図)庶、中、庸、将、相(23区-3・4図)伊、佐、時、微、旦、曲、綺、廻 | 16 | 12.01.9.9.0 | ◎ |
| 53 | 蘆　　浦 | 390 | 1.5 | 2 | 87.7 | △ 20 | (20区-17都-1図)紈、扇、円、潔、画、眼、寐 | 7 | 11.67.3.0.0 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 54 | 鰻魚涇 | 260 | 2 | 3 | 117 | △ | 21 | (21区-23都-6図)宣、威、逼、馳、誉 | 5 | 12.97.8.0.0 | ◎ |
| 55 | 方家浜 | 300 | 2 | 3 | 135 | △ | 21 | (21区-16都-2図)弊、頗、牧、用、増 | 5 | 11.22.9.0.0 | ◎ |
| 56 | 坊浜 | 1580 | 2 | 4 | 948 | | 22,23 | (22区)果、珍、李、淡、羽、奈、河、菜、海、(23区-5・1図)河、海、柰(-11図)毛、施、並、裕 | 16 | 24.14.2.6.0 | |
| 57 | 矮櫈浜 | 310 | 1.5 | 3 | 209.2 | △ | 22 | 始、翦、羽 | 3 | 2.01.8.0.0 | ◎ |
| 58 | 洞涇 | 553 | 2 | 3 | 248.8 | △ | 22 | 鱗、潜、羽、翔 | 4 | 3.93.0.0.0 | ◎ |
| 59 | 馬舎涇 | 538 | 1.5 | 3 | 181.5 | △ | 22 | 果、龍、李 | 3 | 2.59.5.0.0 | ◎ |
| 60 | 張涇 | 1200 | 1.5 | 3 | 405 | △ | 22 | 矩、環、照、古、緩、永、薪、修、廟、帯、荘、矜、指 | 13 | 23.28.4.0.0 | ◎ |
| 61 | 陸庄涇 | 674 | 1.5 | 3 | 227.5 | △ | 22 | 天、地、黄、日、乎、哉 | 6 | 4.10.0.0.0 | ◎ |
| 62 | 新涇 | 672 | 3 | 5 | 756 | | 22.23 | (22区)致、雨(23区-4図)年、毎、矢(-11図)艤、暉、崔、顰 | 9 | 8.16.1.1.1 | ◎ |
| 63 | 蔣涇 | 451.6 | 2 | 4 | 271 | △ | 23 | (23区-2図)恬、倫、予、悦、首、足(-3図)嵇、阮、遼、丸 | 10 | 4.51.6.0.0 | |
| 64 | 朱涇 | 1833 | 2 | 4 | 1099.8 | △ | 23 | (23区-2図)恬、筆、倫、紙(-3図)嘯(-3・4)全図、但し27字号 | 32 | 22.52.0.0.0 | |
| 65 | 湖漕涇 | 366 | 2 | 4 | 219.6 | △ | 23 | (23区-4図)年、崔 | 2 | 7.20.6.5.0 | |
| 66 | 祝宅涇 | 287 | 3 | 5 | 322.9 | △ | 23 | (23区-3・4図)伊、尹、佐、時、阿、衡、阜 | 7 | 2.69.8.4.5 | ◎ |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 67 | 黄土丞 | 506 | 2 | 5 | 300 | △ | 23 | (23区-2図)利、裕、在、鈎、車、駕、肥、軽(-3・4図)勒、碑、侈、富 | 12 | 10.00.3.0.0 | ◎ |
| 68 | 尚車丞 | 610 | 3 | 5 | 686 | △ | 23 | (23区-3・4図)勒、碑、刻、銘、磾、谿、阿、衡、奄、宅、綺、廻(-2図)車 | 13 | 5.62.4.3.0 | ◎ |
| 69 | 瞿舎丞 | 645 | 3 | 5 | 725.6 | △ | 23 | (23区-4図)奈、何、矢、隹、皆、妙、薑、重、芥 | 9 | 9.43.5.0.0 | ◎ |
| 70 | 火墩浜 | 934 | 3 | 5 | 1056 | △ | 23 | (23区-4図)隹、皆、妙、笑(-11図)姿、淑、工、妍、崔 | 9 | 9.35.2.0.0 | ◎ |
| 71 | 黄兆丞 | 349 | 2 | 4 | 209.4 | △ | 23 | (23区-3図)願、執、熱、驢、驤、躍、特 | 7 | 4.21.4.0.0 | ◎ |
| 72 | 姚丞 | 929 | 2 | 4 | 557.4 | △ | 23 | (23区-3図)琴、斬、射、布、嵇、阮、遼、丸(-2図)全図、但し27字号 | 35 | 17.58.2.7.9 | ◎ |
| 73 | 李王浜 | 415 | 2 | 4 | 249 | △ | 23 | (23区-3図)驤、超、駭、騶、琴、誅、斬、賊、盗、獲 | 10 | 7.04.6.7.0 | ◎ |
| 74 | 蘆沙浜 | 552 | 1.8 | 3 | 223.6 | | 23,74 | (23区-3図)詳(74区)骸、垢 | 3 | 3.44.7.7.0 | ◎ |
| 75 | 虎游丞 | 510 | 1.8 | 3 | 206.5 | | 23,74 | (23区-3図)審、願、執、熱、驢、騨、箋、浴、涼(74区)骸 | 10 | 4.87.6.0.0 | ◎ |
| 76 | 東九澗丞 | 552 | 3 | 4 | 496.8 | | 23,74 | (23区-1・2図)桐、渦、委、落、凌、摩、降、霄(-3図)全図(74区)振 | * | 58.58.5.0.0 | ◎ |
| 77 | 珍門丞 | 1202.5 | 3 | 1 | 270.5 | | 28,29,31,32 | (28区-16図)之、松、如(29区-15図)似、請、興、温、薄、履(31区-1図)映(-3図)容、止、辞(-4図)安、定、(32-9・1)世、纓 | 17 | 95.26.6.4.0 | |
| 78 | 横河 | 350 | 3 | 2 | 157.5 | △ | 29 | (29区-11図)帰字圩 | 1圩 | 11.67.7.0.0 | ◎ |
| 79 | 長亳塘 | 1604 | 3 | 3 | 1082.7 | | 30,31 | (30区)全区、(31区-4図)顕、定、篤、(31区-12図)宜、終 | * | 211.83.0.0.0 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 80 | 季　　涇 | 1203.5 | 2 | 1 | 180.5 | △ 31 | (31区-1図)映、(-2図)尊、礼、貴、賤、去、而 | 7号 | 28.32.7.0.9 | |
| 81 | 周　浦　浜 | 259.5 | 3.5 | 3 | 204.3 | 31,57 | (31区-5図)率、(57区-6図)彼、礼 | 3 | 8.99.5.8.0 | |
| 82 | 村　前　涇 | 247.5 | 3 | 3 | 167.1 | 31,57 | (31区-5図)均西、均南、大墩(圩)(57区-6図)彼(字号) | 3圩1号 | 9.70.6.0.0 | |
| 83 | 李　墓　涇 | 3674 | 3 | 4 | 3300 | 32,33,34 | (32区)全区、(33区)全区(34区)駕、礪、谿(字号) | * | 719.04.3.2.0 | ◎ |
| 84 | 北　　港 | 3052.5 | 3 | 4 | 2747.2 | 32,33,36 | (32区-1・2図)鼓等９号、(33区-4・6図)府等17号、(36区-南1,4・3,2・5図)特等14号 | 40号 | 148.00.6.0.0 | |
| 85 | 横　　浦 | 1351 | 2 | 3 | 608 | 32,33,36,39 | (32区)全区(33区)全区(36区)嵇、犢、騾、丸、並(39区)軽、谿 | * | 749.79.3.8.0 | ◎ |
| 86 | 貴　　涇 | 2486.5 | 3 | 3 | — | 32,33 | (32区)全区(33区-6図)承、舎、(-19図)全図、(-25)卑、写、禽、獣(-14図)上、和、夫、子、比、児、達、(-21図)伯、猶、叔、諸 | * | 394.57.9.9.7 | ◎ |
| 87 | 站　　浜 | 429 | 2.5 | 3 | 214.3 | △ 23 | (23区-15図)二、儀 | 2 | 12.78.8.0.0 | |
| 88 | 寺　庄　塘 | 624 | 2.5 | 2 | 234 | 33,34 | (33区-4図)県、(34区-5図)阿、微、伊、熟、衡、且、営(-6図)桓、公、輔、合 | 12 | 50.26.7.0.0 | |
| 89 | 送　　塘 | 810 | 2.5 | 2 | 303.7 | △ 34 | 精、牧 | 2 | 20.50.9.0.0 | |
| 90 | 楊　州　涇 | 692.5 | 2.5 | 3 | 389.5 | 34,35 | (34区)周、頗、剪(35区-6図)于、岫 | 5 | 25.59.0.0.9 | |
| 91 | 湖　澄　涇 | 1400 | 3 | 3 | 945 | △ 35, △ 36 | (35区-東2・3・4図)全図、(36区)林、議、誠、増、居、歙、招 | * | 99.84.7.9.5 | |
| 92 | 横　瀝　塘 | 2648.5 | 3 | 4 | 2383.6 | 38,39 | (38区)全区、(39区)全区 | * | 588.98.0.7.5 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 93 | 六尺溝 | 804 | 3 | 4 | 773 | 36, 37 | (36区-4・5, 7図)暉、西、日(37区)全区 | * | 277.07.7.3.0 | |
| 94 | 消涇 | 588.5 | 1.5 | 3 | 198.4 | △ 38 | 孰、桓、伊、合、営 | 5 | 10.47.5.0.0 | |
| 95 | 赤沙塘 | 1918.5 | 2.5 | 3 | 719.4 | 38, 39, 46, 47 | (38区)起、剪、莫、最、精、宮、煩(39区)亭、北亭、香、遠、嵩、雨、紫(46区-9図)謂、蒙、日、昃(47区-東3図)依等9号(-7図)張、(-6, 10)辰等9号 | 36 | 65.81.9.3.3 | |
| 96 | 湖漕 | 4773 | 3 | 4 | 4259.6 | 36, 37, 38, 39, 47 | (36区-4・3図)此、哉(37区)焉、哉、乎、也、愚、等、渭、助、月、盈、列、張、宙、荒、北、駕、眺、天、地、玄、黄、聞、(38区)武、感、悦、恵、践、虢、途、蹟、百、岳、漢、廻、弱、済、営、孰、桓、尹、旦、公、輔、微、阿、郡、秦、幷、奄、宅、阜、扶、合(39区)全区(47区)全区 | * | 651.47.8.5.1 | ◎ |
| 97 | 藻菜涇 | 404.5 | 1.5 | 3 | 136.5 | △ 38 | (38区-2図)微、阿、郡、奄、宅、秦 | 6 | 18.35.5.0.0 | |
| 98 | 前横瀝 | 829.5 | 2 | 3 | 373.3 | △ 38 | 漠、馳、誉、丹、青、禹、蹟、沙、百 | 9 | 35.98.8.3.0 | |
| 99 | 蘆瀝塘 | 1936.5 | 不等 | 3 | — | 38, 47 | (38区-4, 5・7, 12, 14図)丁等30字号、(47区-7図)閏、歳、冬 | 33 | 96.49.8.5.0 | |
| 100 | 蔣堰涇 | 400 | 1.5 | 3 | 135 | △ 39 | 功、刻、磻、銘 | 4 | 13.52.6.0.6 | |
| 101 | 楊涇 | 100 | 1.5 | 4 | 45 | △ 39 | 塞、紫 | 2 | 15.94.2.0.0 | |
| 102 | 新涇 | 300 | 1.5 | 3 | 101.2 | △ 39 | 冥、杳、宙、邈 | 4 | 10.92.3.0.0 | |
| 103 | 十四図黄泥涇 | 137 | 2 | 4 | 82.5 | △ 39 | 亭、門 | 2 | 6.28.0.0.0 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 104 | 八九十六図<br>黄泥涇 | 612.5 | 2 | 4 | 368 | △ 39 | 南・北毘、紫、雲、亭 | 5 | 13.78.0.0.0 | |
| 105 | 水井口 | 87 | 1.5 | 3 | 29.3 | △ 39 | 門(字号)、帰(字圩) | 1号1圩 | 4.16.0.0.0 | |
| 106 | 行涇 | 631.2 | 2.5 | 2 | 236.7 | 40,43 | (40区)任陽圩(43区)銭家圩 | 2圩 | 18.58.3.0.0 | ◎ |
| 107 | 東黄晏涇 | 923.5 | 3 | 2 | 415.6 | 40,43,45 | (40区)塘頭、任陽圩(43区)広陵圩(45区)蕭家、黄泥圩(以下圩を略す) | 5 | 37.45.1.0.0 | ◎ |
| 108 | 南横塘 | 410 | 2.5 | 2 | 155.8 | 40,45 | (40区)塘頭、施墩、鳥字、何婆、官江鳥、沈段(45区)蕭家、黄泥、北承天 | 9 | 38.48.2.0.0 | ◎ |
| 109 | 丁沢涇 | 1805 | 3 | 2 | 812 | 40,45 | (40区)能仁、南承天(45区)曲溇、霍巷 | 4 | 22.85.8.0.0 | |
| 110 | 中横涇 | 271 | 2 | 2 | 82 | △ 40 | 巨字、官江鳥、鳥字 | 3 | 12.90.1.0.0 | ◎ |
| 111 | 周涇 | 738 | 2 | 2 | 221.4 | △ 40 | 官江鳥、何婆、大墩 | 3 | 18.56.3.0.0 | ◎ |
| 112 | 東横涇 | 122 | 2 | 2 | 36.6 | △ 40 | 官江鳥、小時巷 | 2 | 6.83.6.0.1 | ◎ |
| 113 | 防備漊 | 240 | 3.5 | 1 | 63 | 40,43 | (40区)東呉刺史、(43)西呉刺史、茭蕩 | 3 | 21.30.1.0.1 | |
| 114 | 彭家漊 | 200 | 3.5 | 1 | 52.5 | 40,43 | (40区)東呉刺史、長浜(43区)茭蕩 | 3 | 13.69.8.0.0 | |
| 115 | 横漊 | 450 | 4 | 1 | 105 | △ 40 | 能仁 | 1 | 7.41.1.0.0 | |
| 116 | 水溝 | 50 | 1.5 | 3 | 16.9 | △ 40 | 黄薪 | 1 | 3.13.4.0.0 | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 117 | 塔　　漊 | 145 | 3.5 | 2 | 76.1 | △ | 40 | 施　　墩 | 1 | 3.46.5.0.0 | |
| 118 | 蔡　段　涇 | 625.2 | 3 | 2 | 281.3 | | 40,43 | (40区)任陽(43区)広陵、銭家、化成 | 4 | 41.77.5.0.0 | ◎ |
| 119 | 鄔　圻　涇 | 1479 | 3 | 2 | 665.5 | | 40,43,45 | (40区)東呉刺史、長浜、黄薪(43区)広陵、柒百畝、西呉刺史(45区)黄泥 | 7 | 45.12.3.0.0 | ◎ |
| 120 | 濠　　涇 | 540 | 2 | 2 | 106.2 | △ | 40 | 烏字、官江烏 | 2 | 6.01.1.1.1 | ◎ |
| 121 | 牛　尾　涇 | 306 | 2 | 2 | 91.8 | △ | 40 | 沈段、何婆 | 2 | 5.98.7.0.0 | ◎ |
| 122 | 南承天圩涇 | 94 | 2.5 | 2 | 35.2 | △ | 40 | 承　　天 | 1 | 9.60.1.0.0 | ◎ |
| 123 | 曹　家　漊 | 200 | 3 | 1 | 45 | △ | 40 | 長浜、呉刺史 | 2 | 8.05.0.0.0 | |
| 124 | 庄　　浜 | 180.5 | 6 | 1 | 83.2 | △ | 40 | 黄薪、能仁 | 2 | 10.53.5.0.0 | |
| 125 | 葉　家　漊 | 163 | 3 | 1 | 36.7 | △ | 40 | 任　　陽 | 1 | 10.98.3.0.0 | |
| 126 | 大　周　涇 | 312 | 3 | 3 | 140.4 | △ | 41 | 大周涇、小周涇、黄村後 | 3 | 10.62.0.0.0 | ◎ |
| 127 | 小　周　涇 | 105 | 2 | 2 | 31.5 | △ | 41 | 黄村前、小周涇 | 2 | 0.58.6.0.0 | ◎ |
| 128 | 蒲　漸　涇 | 290.3 | 2 | 2 | 87.1 | △ | 41 | 大方、朱家尖、塘北 | 3 | 9.48.5.0.0 | ◎ |
| 129 | 廟　　涇 | 142 | 2.5 | 2 | 45.3 | △ | 41 | 榻槌、廟涇 | 2 | 3.52.8.0.0 | ◎ |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 130 | 雙鳳涇 | 1747.5 | 2.5 | 2 | 655.3 | | 41,44 | (41区)葑涇、顧村、黄村後、大周涇、磚窟、廟涇、大方、塘北(44区)道南 | 9 | 44.03.0.7.0 | ◎ |
| 131 | 蕩黎涇 | 200 | 2.5 | 2 | 75 | | 41,44 | (41区)葑涇、勝蕩(44区)及字 | 3 | 303.60.5.2.0 | ◎ |
| 132 | 茆涇 | 205.3 | 2 | 2 | 61.6 | △ | 41 | 黄村前、黄村後 | 2 | 5.29.6.0.0 | ◎ |
| 133 | 西洪涇 | 165 | 4 | 1 | 49.5 | △ | 41 | 甎窰 | 1 | 31.19.9.5.2 | |
| 134 | 長浜 | 420 | 4 | 1 | 126 | △ | 41 | 甎窰 | 1 | 31.19.9.5.2 | |
| 135 | 横漊 | 200 | 4 | 1 | 60 | △ | 41 | 羊庄 | 1 | 11.11.5.4.0 | |
| 136 | 倒挿浜 | 951 | 3 | 2 | 428 | △ | 43 | 東黄公、西黄公、永豊、化成、柒百畝、広陵 | 6 | 62.17.7.7.0 | ◎ |
| 137 | 瓦洩涇 | 666 | 3 | 3 | 449.5 | △ | 43 | 東黄公、新段、化成、銭家 | 4 | 23.14.1.0.0 | ◎ |
| 138 | 蕩涇 | 318 | 2.5 | 3 | 178.9 | △ | 43 | 新段、銭家 | 2 | 10.22.4.8.0 | |
| 139 | 腰涇 | 161.4 | 2 | 2 | 48.4 | △ | 43 | 東黄公、化成 | 2 | 12.91.7.0.0 | |
| 140 | 魯家濠 | 294.6 | 2.5 | 2 | 110.5 | △ | 43 | 永豊、西黄公 | 2 | 28.88.9.0.0 | ◎ |
| 141 | 斜塘 | 280 | 3.5 | 1 | 73.5 | △ | 43 | 永豊 | 1 | 16.40.9.0.0 | |
| 142 | 石灰涇 | 408 | 3 | 2 | 183.6 | △ | 43 | 永豊、柒百畝 | 2 | 24.48.8.0.0 | ◎ |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 143 | 荷花漊 | 269 | 4 | 1 | 80.7 | △ 43 | 永豊 | 1 | 16.40.9.0.0 | |
| 144 | 大官漊 | 388.2 | 3.5 | 1 | 100.3 | △ 43 | 平安 | 1 | 9.54.1.0.0 | |
| 145 | 東西水溝<br>南官漊 | 487.7 | 2 | 1 | 73.1 | △ 43 | 平安 | 1 | 9.54.1.0.0 | ◎ |
| 146 | 七十畝漊 | 155 | 3.5 | 1 | 46.9 | △ 43 | 永豊 | 1 | 16.40.9.0.0 | |
| 147 | 八十畝漊 | 206 | 3.5 | 1 | 54.1 | △ 43 | 永豊 | 1 | 16.40.9.0.0 | |
| 148 | 西夾漊 | 220 | 3 | 1 | 49.5 | △ 43 | 永豊 | 1 | 16.40.9.0.0 | |
| 149 | 東官漊 | 590 | 3 | 1 | 132.7 | △ 43 | 広陵 | 1 | 12.29.2.0.0 | |
| 150 | 四畝漊 | 124 | 2 | 2 | 37.2 | △ 43 | 広陵 | 1 | 12.29.0.0.0 | |
| 151 | 十字河 | 142.8 | 2 | 7 | 149.9 | △ 43 | 広陵 | 1 | 12.29.0.0.0 | |
| 152 | 腰漊 | 307.5 | 2.5 | 2 | 115.3 | △ 43 | 化成 | 1 | 8.79.7.0.0 | |
| 153 | 南稍河 | 84 | 2 | 7 | 88.4 | △ 43 | 化成 | 1 | 8.79.7.0.0 | |
| 154 | 童軍漊 | 90 | 3 | 2 | 40.5 | △ 43 | 銭家 | 1 | 7.60.0.0.0 | |
| 155 | 戧岸水溝 | 88 | 2 | 7 | 92.4 | △ 43 | 銭家 | 1 | 7.60.0.0.0 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 156 | 陸　　涇 | 868.5 | 2.5 | 3 | 488.5 | △ | 44 | 大厳昌、小厳昌、慕字 | 3 | 20.96.0.0.0 | |
| 157 | 小　黄　涇 | 85 | 2 | 3 | 38.2 | △ | 44 | 妙字、毛字 | 2 | 9.00.0.0.0 | |
| 158 | 洪　　涇 | 32.5 | 1.9 | 3 | 13.9 | △ | 44 | 厳昌、佳字 | 2 | 2.00.0.0.0 | |
| 159 | 一　字　河 | 42.5 | 2 | 7 | 44.6 | △ | 44 | 潔　　字 | 1 | 1.21.0.0.0 | |
| 160 | 重　罡　涇 | 438 | 3 | 2 | 197.1 | | 40, 45 | (40区)小時巷、巨字、鳥字(45区)黄泥、肖家、横浜、黄浜、貢家 | 8 | 25.23.4.00+α | ◎ |
| 161 | 陶　舎　涇 | 1630 | 2.5 | 2 | 398.6 | △ | 45 | 竜池、馬池、曲漊、霍巷 | 4 | 18.11.2.0.0 | ◎ |
| 162 | 観　音　漊 | 209.3 | 3.5 | 2 | 109.9 | △ | 45 | 泥　　有 | 1 | 15.88.0.0.0 | |
| 163 | 蕭　家　漊 | 312 | 4 | 1 | 93.6 | △ | 45 | 蕭　　家 | 1 | 4.89.9.0.0 | |
| 164 | 横　　塘 | 430 | 4 | 3 | 293.6 | △ | 46 | (46区-西4図)菜(字号) | 1号 | 7.97.9.0.0 | |
| 165 | 陳　　涇 | 2100 | 3 | 4 | 1890 | | 41, 44, 48, 49, 52 | (41区)羊庄、(44区)東忝(48区)陳涇南、李界、真庄(49区)陳涇西(52区)陳涇北、胡村、白茆涇、秧児 | 10圩 | 56.84.0.0.0 | |
| 166 | 陸　　涇 | 232.5 | 2 | 3 | 104.6 | △ | 46 | 地、玄 | 2号 | 3.43.1.0.0 | |
| 167 | 唐　洞　涇 | 1058 | 3 | 3 | 714.1 | | 48, 49, 50, 53 | (48区)天竺、孟庄(49区)永墩、孟庄(50区)艸蕩、正官、公婆(53区)黄村、戴塔 | 9圩 | 71.93.1.9.1 | ◎ |
| 168 | 永　墩　涇 | 910 | 2.5 | 4 | 683.2 | | 48. 49 | (48区)金庄東、冲北、永墩涇、下冲(49区)狄塔、軍府、倉段 | 7 | 9.42.5.1.0 | ◎ |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 169 | 周　　涇 | 480 | 2.5 | 3 | 306 | △ | 49 | 永墩南、狄塔、北、軍府、舎段 | 5 | 10.89.2.7.7 | ◎ |
| 170 | 百　歩　涇 | 300 | 2.4 | 3 | 162 | △ | 51 | 陳　　村 | 1 | 9.73.0.0.0 | ◎ |
| 171 | 葑　　涇 | 792 | 2 | 3 | 356.4 | △ | 52,51 | (52区)葑涇、馬家(51区)里山 | 3 | 40.72.4.0.0 | ◎ |
| 172 | 爛　甲　河 | 829.3 | 3 | 3 | 559.8 | △ | 53 | 爛甲、蓮蕩、梅墩 | 3 | 11.49.5.0.0 | ◎ |
| 173 | 鳳　　涇 | 268 | 3 | 3 | 1396 | △ | 53 | 爛甲、戴塔 | 2 | 25.33.7.0.0 | ◎ |
| 174 | 鹿　　涇 | 690 | 3 | 3 | 445.7 | △ | 53 | 爛甲、黄村、戴塔 | 3 | 42.47.0.0.0 | ◎ |
| 175 | 深　　涇 | 1269 | 3 | 3 | 856.6 | △ | 53 | (53区-24図)全図、(-26図)全図 | * | 40.20.0.7.1 | ◎ |
| 176 | 廟　　浜 | 500 | 2.5 | 3 | 263.2 | △ | 54 | 小 什 保 | 1 | 12.49.2.7.0 | |
| 177 | 譚　孔　涇 | 456 | 3 | 3 | 307.8 | △ | 54 | 小 什 保 | 1 | 12.49.2.7.0 | |
| 178 | 郷　界　涇 | 499 | 2.5 | 3 | 280.7 | | 56.57 | (66区)曹罟(57区)周涇、陳洋、羔字弐・参・肆 | 6 | 15.67.0.0.0 | ◎ |
| 179 | 繆 家 閘 河 | 222 | 3.6 | 3 | 179.8 | △ | 57 | 湯、　愛 | 2号 | 4.00.0.0.0 | ◎ |
| 180 | 楊 家 閘 河 | 119 | 3.6 | 3 | 96.4 | △ | 57 | 発、商、愛 | 3 | 3.50.0.0.0 | ◎ |
| 181 | 珠　璣　洪 | 267 | 3 | 3 | 180.2 | △ | 57 | 拱、　愛 | 2 | 2.37.1.6.0 | ◎ |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 182 | 新開洪 | 173 | 3 | 3 | 116.8 | △ | 57 | 拱 | 1 | .84.8.6.0 | ◎ |
| 183 | 王江涇 | 207 | 2.4 | 3 | 111.8 | △ | 57 | 馬家、祝家 | 2圩 | 2.50.0.0.0 | ◎ |
| 184 | 童家浜 | 630 | 3.6 | 3 | 510.3 | △ | 57 | 陳洋、祝家、銭公 | 4 | 6.50.0.0.0 | ◎ |
| 185 | 舎浜 | 823 | 2.5 | 4 | 617.2 | △ | 57 | 欲、羊 | 2号 | 15.00.3.0.0 | ◎ |
| 186 | 油漕 | 445 | 2 | 4 | 167 | △ | 57 | 難、欲 | 2 | 8.19.0.0.0 | ◎ |
| 187 | 新涇 | 151 | 2 | 3 | 67.9 | △ | 57 | 沿塘 | 1圩 | 3.22.0.0.0 | |
| 188 | 天鉄涇 | 930 | 2 | 3 | 418 | △ | 57 | 沿塘、庄前 | 2 | 22.53.0.0.0 | ◎ |
| 189 | 東北陳涇 | 645 | 3 | 2 | 193.5 | △ | 57 | 羅磨、後立字 | 2 | 8.35.0.0.0 | ◎ |
| 190 | 張家浜 | 353 | 3 | 3 | 238.3 | △ | 57 | 沿塘 | 1 | 6.61.0.0.0 | ◎ |
| 191 | 曹家浜 | 276.6 | 2 | 3 | 124.5 | △ | 74 | 隷、漆 | 2号 | 4.51.8.0.0 | ◎ |
| 192 | 寿洋涇 | 31 | 1.8 | 3 | 12.5 | △ | 74 | 帳 | 1 | .60.2.0.0 | ◎ |
| 193 | 聖涇 | 95 | 1.5 | 3 | 31.8 | △ | 75 | 将、路 | 2 | 2.39.4.0.0 | ◎ |
| 194 | 大歩涇 | 215 | 2 | 3 | 96.7 | △ | 74 | 鐘、隷 | 2 | 1.81.1.0.0 | ◎ |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 195 | 扈城涇 | 501 | 2.4 | 3 | 270.5 | 74,75 | (74区)帳(75区)楹、対 | 3 | 2.40.7.0.0 | ◎ |
| 196 | 白竜港 | 1185 | 3 | 3 | 799.9 | 74,75 | (74区)世(75区)路 | 2 | 20.55.7.0.0 | ◎ |
| 197 | 銭家浜 | 166.2 | 2.2 | 3 | 135.4 | △ 74 | 設、席 | 2 | 1.66.4.0.0 | ◎ |
| 198 | 張家浜 | 414 | 2 | 3 | 186.3 | △ 74 | 漆、経、羅 | 3 | 4.78.0.0.0 | ◎ |
| 199 | 烏鯉浜 | 1408.6 | 2 | 3 | 633.6 | △ 74,△75 | (74区)？(75区)富、車、肥 | * | 4.65.1.0.0+α | ◎ |
| 200 | 艸鞋浜 | 412.8 | 2 | 3 | 167.7 | △ 74,△75 | (74区)輦、俠、卿、封(75区)駕、戸、車 | 7 | 9.18.4.0.0 | ◎ |
| 201 | 社涇 | 538 | 2 | 3 | 242.1 | 74,75 | (74区)卿、封、給、干、兵(75区)戸 | 6 | 5,02.4.0.0 | ◎ |
| 202 | 西哮塘 | 162 | 5 | 3 | 182.2 | △ 75 | 肆、筵、火、師、楹 | 5 | 5.45.1.0.0 | |
| 203 | 庵涇 | 467 | 2 | 3 | 210.1 | △ 75 | 火、帝、師、官 | 4 | 3.44.1.0.0 | ◎ |
| 204 | 李家浜 | 299.4 | 2.4 | 3 | 161.7 | △ 74 | 陞、鍾 | 2 | 3.38.4.0.0 | ◎ |
| 205 | 伏虎塘 | 220.8 | 2.4 | 3 | 119.2 | △ 74 | 席、鼓 | 2 | 1.71.4.0.0 | ◎ |
| 206 | 報慈浜 | 286.8 | 2.6 | 3 | 167.8 | △ 74 | 鼓、瑟 | 2 | 1.89.1.0.0 | ◎ |
| 207 | 秦家浜 | 53.6 | 1.6 | 3 | 13.9 | △ 74 | 吹 | 1 | .45.6.0.0 | ◎ |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 208 | 王小墳浜 | 87.8 | 2 | 3 | 39.5 | △ | 74 | 悉、 吹 | 2 | .64.2.0.0 | ◎ |
| 209 | 金家浜 | 104.4 | 2 | 3 | 47 | △ | 74 | 吹、 笙 | 2 | 1.30.0.0.0 | ◎ |
| 210 | 蕭涇 | 440 | 2 | 3 | 198 | | 74,75 | (74区)羅、(75区)将 | 2 | 6.90.3.0.1 | ◎ |
| 211 | 新開河 | 165 | 1.5 | 3 | 55.7 | △ | 75 | 鳥 | 1 | 3.30.0.0.0 | ◎ |
| 212 | 北塍涇 | 120 | 1 | 3 | 27 | △ | 75 | 鳥 | 1 | 1.54.0.0.0 | ◎ |
| 213 | 花板塘 | 115 | 2 | 3 | 52.3 | △ | 75 | 鳥 | 1 | 1.32.3.0.0 | ◎ |
| 214 | 水牛浜 | 130 | 2 | 3 | 59.1 | △ | 75 | 駕、 肥 | 2 | 3.83.0.0.0 | ◎ |

（注） ① 得水利の字号名については、数多いものは代表として1名のみあげた。
② 圩・字号数では、全図もしくは全区とある場合、数の不明なものは＊印を記入した。
③ 圩・字号数欄で、圩か字号かの区別は初出の場合のみ注し、以下は前者にならう。
④ 溉田もしくは応溉用地等面積は、河道ごとに累計した。